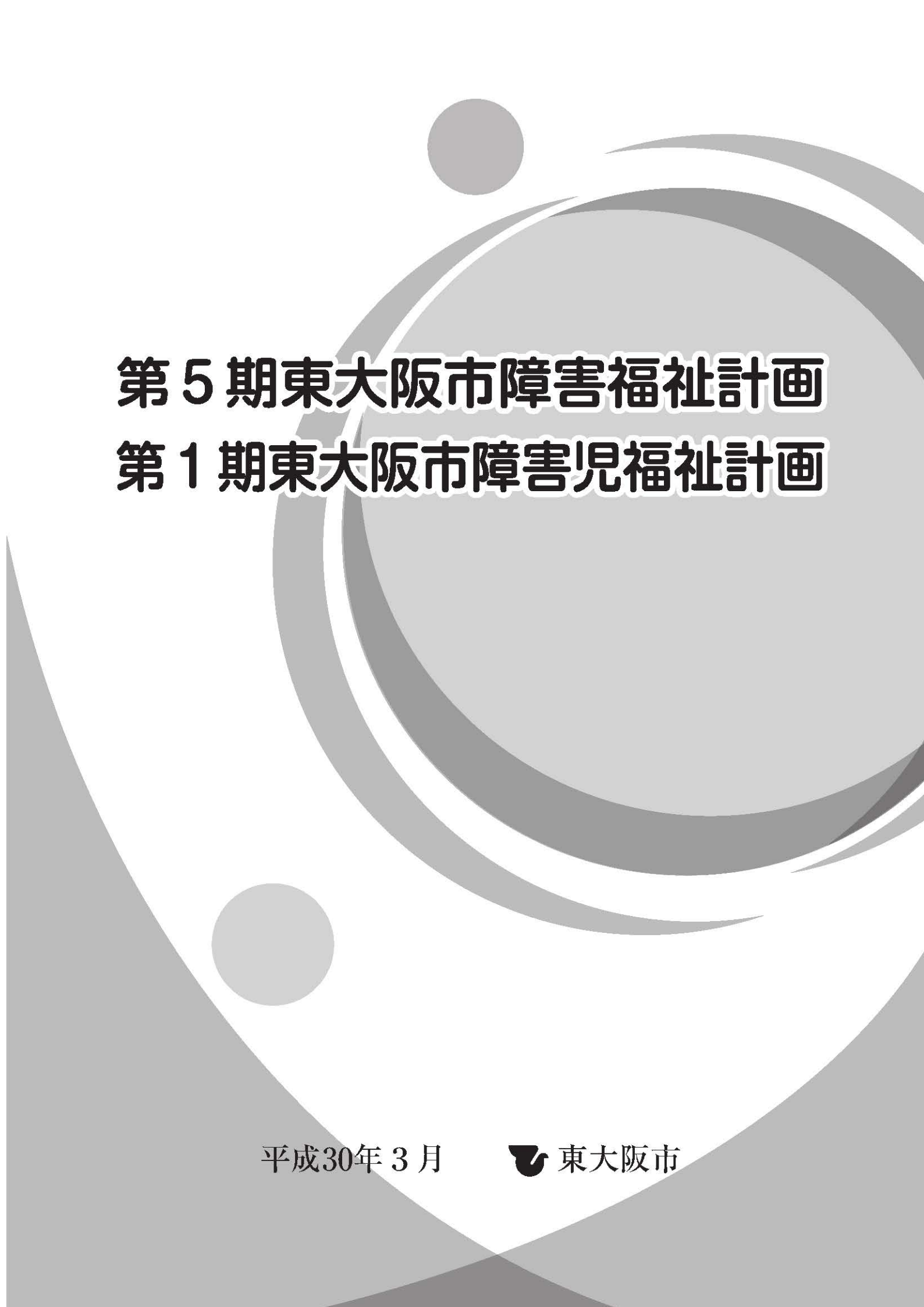




第5期東大阪市障害福祉計画 第1期東大阪市障害児福祉計画

平成30年3月

 東大阪市

ご あ い さ つ



「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」において、各市町村や都道府県は、国の基本指針に基づいて、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（障害福祉計画）及び障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（障害児福祉計画）を定めることとなっています。本市においても、上位計画である第3次障害者プランに沿いながら、平成27年度から平成29年度までを第4期として障害福祉計画を策定し、障害のあるすべての人が安心して生活できるように、必要なサービス提供基盤の整備を図ってまいりました。また、障害児福祉計画については、児童福祉法の改正により、今回新たに策定することとなりましたが、本市では障害福祉計画と一体的に策定をしました。

今回の計画策定にあたっては、前期計画の進捗状況や課題の分析の他、障害福祉サービス等の利用状況とそのニーズ動向等について把握するため、障害当事者やサービス提供事業所等を対象にしたアンケートを実施しました。また、障害者計画等策定合同会議において、学識経験者、保健・医療・福祉関係機関をはじめ、公募により障害当事者やその家族の方々にもご参画いただき、精力的に検討を重ねてまいりました。なお、本計画においては、その推進を着実なものとするため、PDCAサイクルを導入し、計画の進捗点検及び中間評価を行うこととしています。

平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、障害を理由とする差別的な取り扱いの禁止や、合理的配慮の提供が義務付けられました。障害当事者との建設的な対話を通じて、社会的障壁の除去を進める必要があります。また、手話が言語である認識の普及と、手話の普及のため、手話言語条例の制定にも取り組んでまいります。

今後も、本計画並びに第3次障害者プランの「お互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪の実現」という基本理念のもと、本市障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進してまいりたいと考えております。市民の皆様をはじめ関係各位におかれては、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様及び関係諸機関の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

東大阪市長 野田 義和

目 次

第 1 章 計画の概要	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置づけ・期間等	2
3. 計画策定の経緯	3
第 2 章 障害福祉サービス等の実績	5
1. 障害者数の推移	5
2. 障害福祉サービスの受給者数と利用者数の概況	11
3. 第 4 期計画の成果目標と達成状況	14
第 3 章 計画の基本的な方針	16
1. 基本理念	16
2. 基本的な考え方	18
第 4 章 障害福祉計画の展開	22
1. 成果目標	22
2. 障害福祉サービス	27
1) 訪問系サービス	27
2) 日中活動系サービス	32
3) 短期入所等居住系サービス	38
4) 相談支援等サービス	42
第 5 章 障害児福祉計画の展開	45
1. 成果目標	45
2. 障害福祉サービス（障害児）	47
1) 訪問系サービス（再掲）	47
2) 居住系サービス（再掲）	48
3. 障害児通所支援	49
1) 児童発達支援等	49
2) 障害児相談支援等	51
4. 子ども・子育て支援事業（一部）	53

第 6 章 障害者・障害児 関連事業	57
1. 地域生活支援事業	57
1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業	57
2) 相談支援事業	59
3) 成年後見制度利用支援事業等	61
4) 意思疎通支援事業	62
5) 日常生活用具給付等事業	64
6) 移動支援事業	66
7) 地域活動支援センター事業	67
8) 日中一時支援事業	68
2. 障害者関連施策の展開	69
 第 7 章 計画を推進するために	 73
1) PDCA サイクルの充実～計画の点検・評価・改善～	73
2) 計画の広報・周知の充実～障害に関する理解の促進～	73
3) 地域共生社会の構築～地域との関係づくり～	74
4) サービス提供・相談窓口等の充実	74
5) 大阪府や関係機関等との連携強化	75
 資 料	 77
東大阪市社会福祉審議会 条例	77
東大阪市社会福祉審議会 規則	79
東大阪市社会福祉審議会 委員名簿	81
東大阪市障害者計画等策定合同会議 設置要綱	82
東大阪市障害者計画等策定合同会議 委員名簿	83
東大阪市自立支援協議会 運営規約	84
東大阪市こころの健康推進連絡協議会 設置要綱	87
策定の経緯	90

※第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画中においては、元号表記を「平成」とし、平成 31 年 5 月以降新元号に読み替えることとします。

第1章 計画の概要

1. 計画策定の目的

【障害福祉計画・障害児福祉計画】

障害福祉計画とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）による法定計画で、市町村及び都道府県が、国が定める基本指針に基づいて、障害福祉サービス等の目標と必要な見込み、サービス提供体制の整備方針を示すものです。

一方、障害児福祉計画は、「児童福祉法」による法定計画であり、障害福祉計画と同様、国の基本指針などに基づき、障害のある子どもが身近な地域で支援が受けられるよう、障害児の支援の目標、必要な見込みなどを示すものです。

【第1期計画～第4期計画の施策の推進】

本市では、平成19年3月に第1期東大阪市障害福祉計画（以下「第1期計画」という。）を策定し、その後平成21年3月には第2期東大阪市障害福祉計画、平成24年3月には第3期東大阪市障害福祉計画、そして平成27年3月に第4期東大阪市障害福祉計画（以下「第4期計画」という。）を策定してきました。

第1期計画～第4期計画に基づく、施策の進捗状況をみると、施設入所・精神病床から地域生活、福祉施設から一般就労への移行が着実に進んでいます。また、各種障害福祉サービスの提供体制などが整備され、地域生活を支える機能が充実しています。

【障害児福祉支援のより一層の展開】

一方、平成24年4月に「児童福祉法」が改正され、障害のある子どもが身近な地域で支援が受けられるよう施設体系の一元化が行われる等、障害児の支援のあり方等についても、さまざまな制度変更が行われました。そして、平成28年6月に改正された

「児童福祉法」において、「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（市町村障害児福祉計画）」の策定が義務づけられました。

そして、平成29年度からの市町村及び都道府県の「第5期障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」の策定にあたって、国の基本指針が変更されました。この基本指針は、「地域における生活の維持及び継続の推進」「就労定着に向けた支援」「地域共生社会の実現に向けた取り組み」「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」「障害児のサービス提供体制の計画的な構築」「発達障害支援の一層の充実」などが見直しのポイントとなっています。

【第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の概要】

国の動向や本市の状況を十分に踏まえつつ、本市においては、第4期計画が平成29年度で計画期間を満了することから、改めて第5期東大阪市障害福祉計画及び第1期東大阪市障害児福祉計画（以下「本計画」という。）を策定することとなりました。

本計画では、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3か年を計画期間として、「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項」「各年度における障害福祉サービス、地域相談支援又は計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み」「各年度における地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み」「障害福祉サービス等の見込量の確保方策」などを定めます。また、障害児関係として、「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項」「各年度における指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援の種類ごとに必要な量の見込み」などを定めます。本計画においては、第5期東大阪市障害福祉計画と第1期東大阪市障害児福祉計画とを一体的に策定しました。

2. 計画の位置づけ・期間等

本計画は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づく、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」で、計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間です。

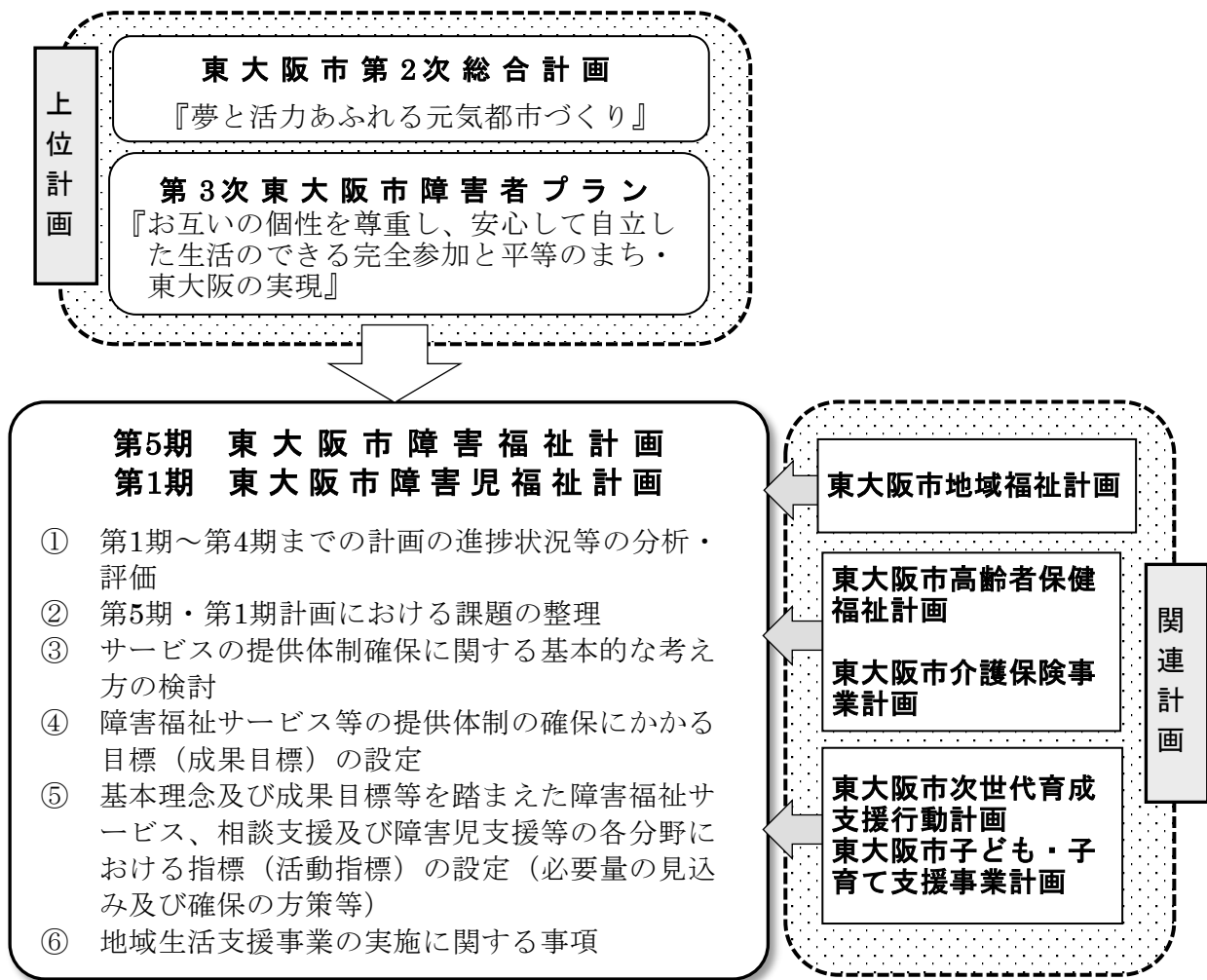
【法令等の根拠】

- ◇ 障害福祉計画 障害者総合支援法（第88条 第1項）に基づく、「市町村障害福祉計画」
- ◇ 障害児福祉計画 児童福祉法（第33条の20 第1項）に基づく「市町村障害児福祉計画」

【計画期間】

27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	34年度 (2022年度)
東大阪市第3次障害者プラン ＜平成26年度（2014年度）～32年度（2020年度）＞						第4次障害者プラン	
第4期計画			本計画 第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画			第6期計画 第2期計画	

【上位計画・関連計画】



3. 計画策定の経緯

【策定の体制】

本計画を審議するため、東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会、東大阪市自立支援協議会、東大阪市こころの健康推進連絡協議会、東大阪市障害者差別解消支援地域協議会、東大阪市障害福祉計画策定懇話会から委員を選出し、合同会議を設置しました。

また、本計画の策定にあたり、保健・医療・福祉・教育・雇用など庁内関係機関の相互の連携を図るため、東大阪市福祉推進委員会の委員・幹事との協議を行いました。

一方、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の利用状況とそのニーズ、そして計画策定に対する希望などを把握するため、アンケート調査を実施しました。本計画ではこの調査を「障害福祉ニーズ調査」と称しています。

さらに、本計画では、障害福祉サービス等の提供法人・事業所を対象に、アンケート調査（以下「法人・事業所アンケート調査」という。）を実施し、新たな基盤の整備予定などを聴取しました。

【障害福祉ニーズ調査】

- ◇ 調査対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳をお持ちの方、また、特定医療費（指定難病）、自立支援医療（精神通院医療）、小児慢性特定疾病医療のいずれかの医療受給者証をお持ちの方の中から無作為抽出に選出しました。なお、身体障害者手帳をお持ちの方の内、65歳以上の方については対象者を限定しました。
- ◇ 調査方法 郵送配布・郵送回収
- ◇ 調査期間 平成29年8月3日（木）～18日（金）（9月6日（水）到着分まで集計）
- ◇ 回収結果 有効回収率 41.5%

対象者	合 計		障害者		障害児	
調査対象数	3,500人	100.0%	2,900人	100.0%	600人	100.0%
有効回収数	1,454票	41.5%	1,213票	41.8%	241票	40.2%

【法人・事業所アンケート調査】

- ◇ 調査対象 東大阪市内で日中活動系サービス、短期入所、共同生活援助を提供する社会福祉法人 計 19 法人
- ◇ 調査方法 電子メールで配布、電子メール・FAX で回収
- ◇ 調査期間 平成29年8月24日（木）～9月8日（金）
- ◇ 回収結果 回収数 13 法人、有効回収率 68.4%

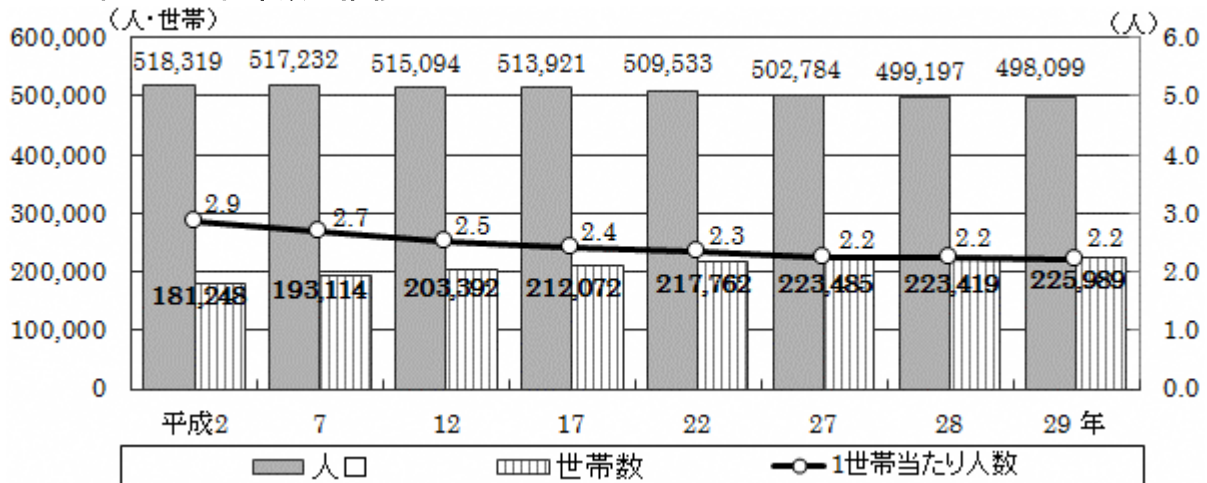
第2章 障害福祉サービス等の実績

1. 障害者数の推移

【人口・世帯数の動向】

本市の人口は、出生数の減少、死亡数の増加などにより、年々減少しており、平成29年10月1日現在498,099人となっています。一方、世帯数は増加しており、平成29年10月1日現在225,989世帯です。この結果、1世帯当たりの平均人数は年々減少しており、平成29年は2.2人と少人数化が進んでいます。

◆ 総人口・世帯数の推移

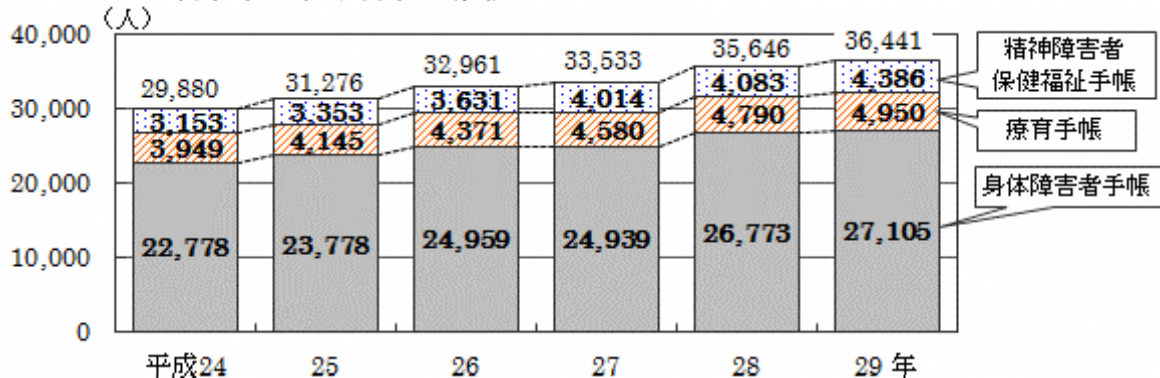


資料：27年以前は国勢調査、28年と29年は住民基本台帳（10月1日現在）

【障害者手帳所持者の動向】

本市の障害者手帳をお持ちの方は、平成29年4月1日現在、身体障害者手帳所持者が27,105人、療育手帳所持者（知的障害）が4,950人、精神障害者保健福祉手帳所持者が4,386人で、合計36,441人となっています。人口は減少していますが、手帳の所持者は増えています。

◆ 障害者手帳所持者の推移

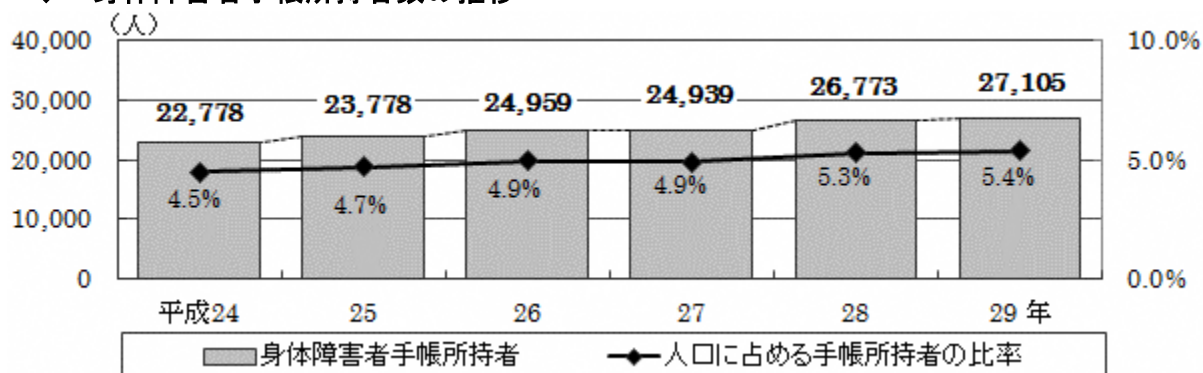


資料：各年4月1日現在

【身体障害者手帳所持者の状況】

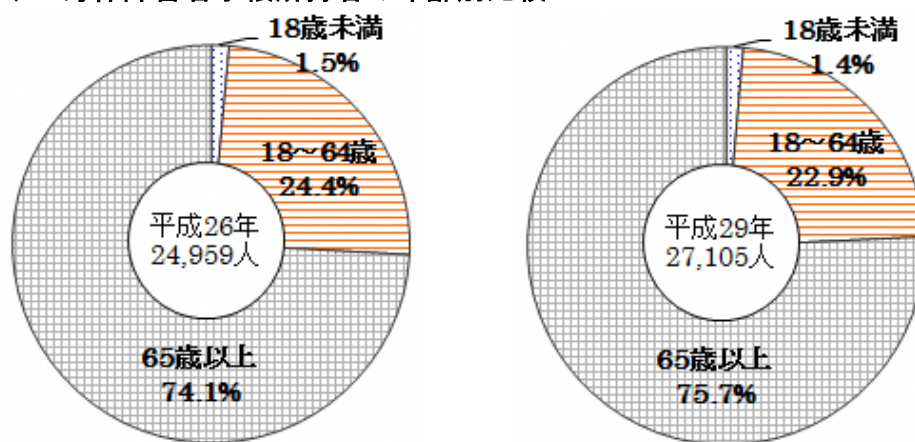
平成29年の身体障害者手帳所持者は27,105人で、27年はわずかながら減少していますが、増加傾向となっています。本市人口が減少していることから、人口に占める割合は5.4%と増えています。

◆ 身体障害者手帳所持者数の推移



身体障害者手帳所持者の年齢3区分について、平成26年と29年を比較すると、本市の高齢化を受け、65歳以上が1.6ポイント増えており、18歳未満は0.1ポイント、18～64歳は1.5ポイント減っています。

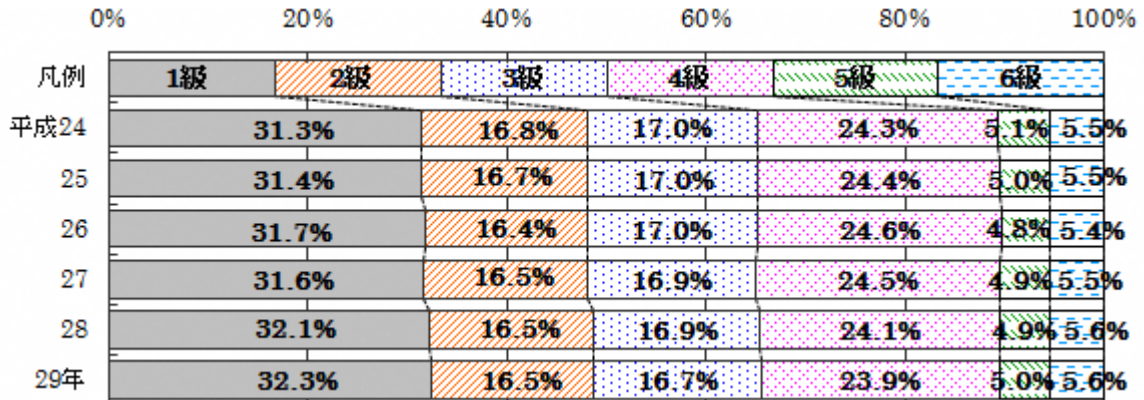
◆ 身体障害者手帳所持者の年齢別比較



資料：各年4月1日

身体障害者手帳所持者の障害等級別比率について、平成24年からの推移をみると、1級は1ポイント、6級は0.1ポイント増えており、その他の級はわずかながら減少しています。

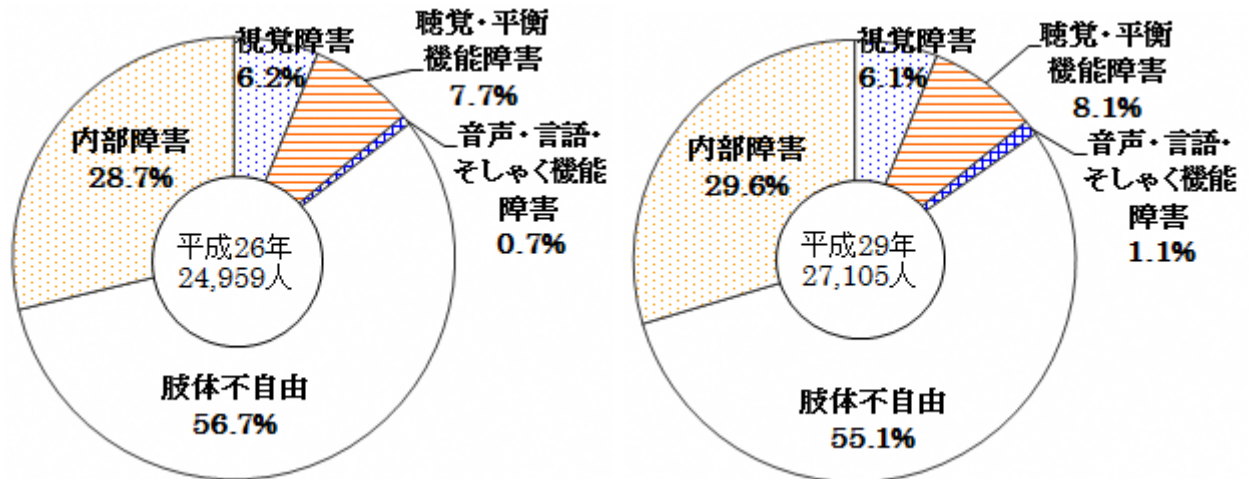
◆ 身体障害者手帳所持者数の障害等級別比率の推移



資料：各年4月1日

身体障害者手帳所持者の種類について、平成26年と29年を比較すると、内部障害は0.9ポイント、聴覚・平衡機能障害と音声・言語・そしゃく機能障害がともに0.4ポイント増えており、肢体不自由は1.6ポイント減っています。

◆ 身体障害者手帳所持者の種類別比較

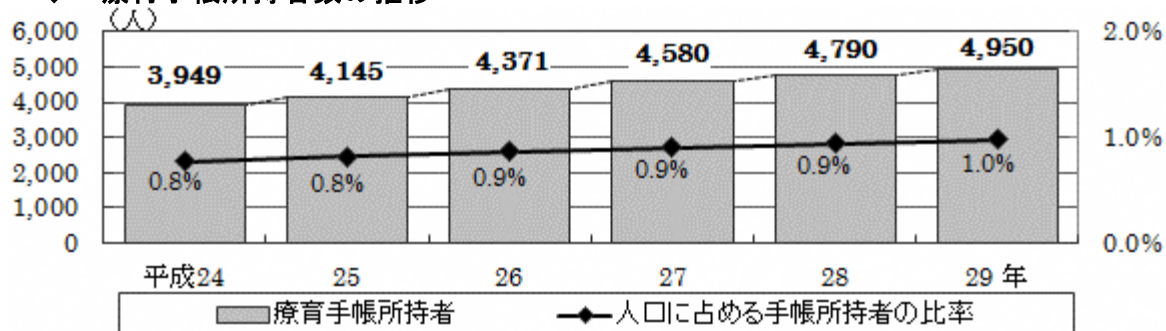


資料：各年4月1日

【療育手帳所持者（知的障害）の状況】

平成29年の療育手帳所持者は4,950人で、平成24年以降、増加しています。本市人口に占める割合は1.0%となっています。

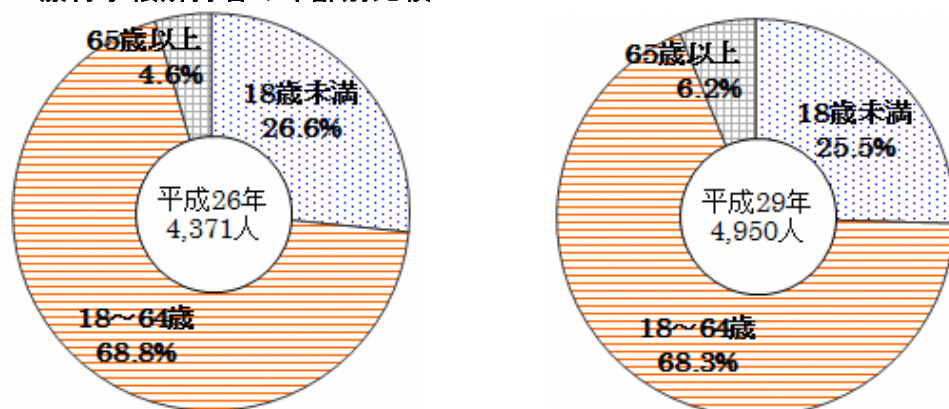
◆ 療育手帳所持者数の推移



資料：各年4月1日現在

療育手帳所持者の年齢3区分について平成26年と29年を比較すると、65歳以上が1.6ポイント増えており、18歳未満は1.1ポイント減っています。

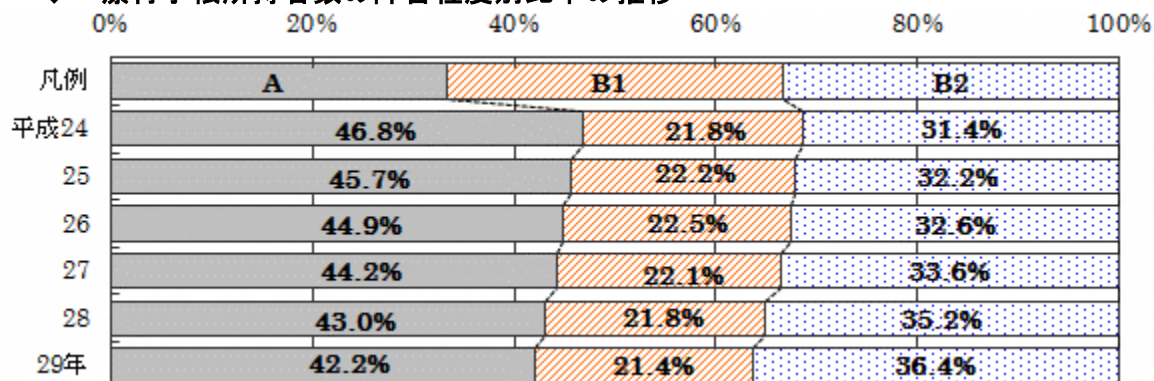
◆ 療育手帳所持者の年齢別比較



資料：各年4月1日

療育手帳所持者の障害程度別比率について、平成24年からの推移をみると、B2（軽度）は、所持者が大きく増えており、その割合も大きくなってきています。A（重度）は、所持者数は増えているものの、その割合は小さくなってきています。

◆ 療育手帳所持者数の障害程度別比率の推移

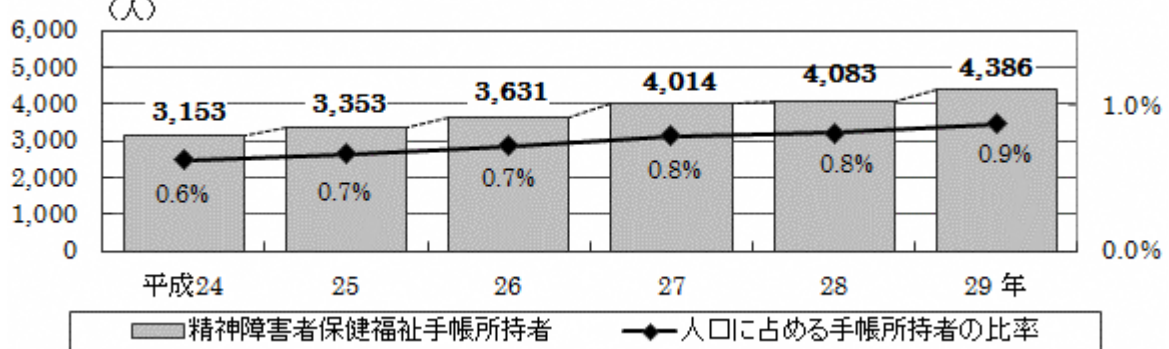


資料：各年4月1日

【精神障害者保健福祉手帳所持者の状況】

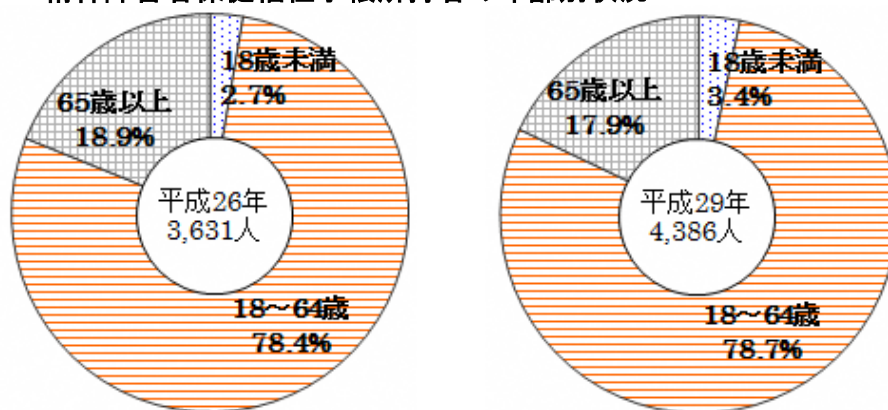
平成29年の精神障害者保健福祉手帳所持者は4,386人で、平成24年以降、増加しており、本市人口に占める割合は平成24年の0.6%が、29年には0.9%と0.3ポイント増えています。

◆ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢3区分について平成26年と29年を比較すると、18歳未満が0.7ポイント増えており、65歳以上は1.0ポイント減っています。

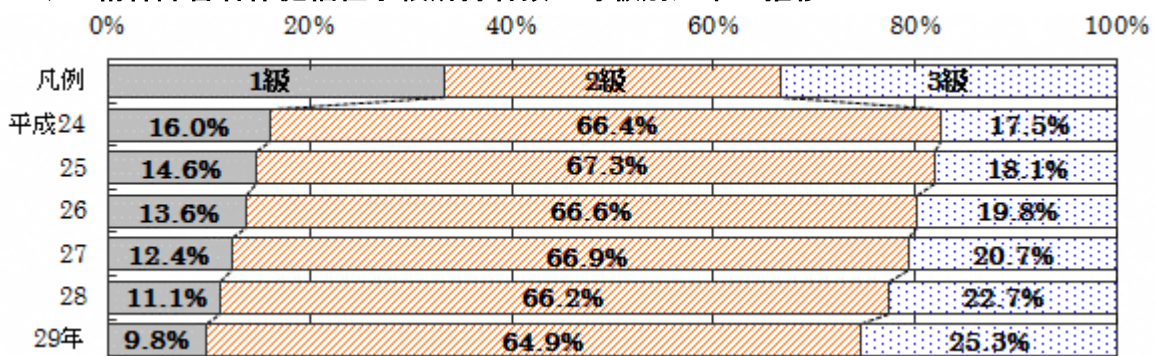
◆ 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別状況



資料：各年4月1日

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別比率について、平成24年以降、1級が少なくなっており、割合も小さくなってきています。一方、3級が増えてきています。

◆ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別比率の推移



資料：各年4月1日

【自立支援医療（育成医療・更正医療）の状況】

自立支援医療（育成医療）受給者は平成28年3月末現在75名となっており、平成25年同時点の111人から36名減少しています。一方、自立支援医療（更生医療）受給者は平成28年3月末現在526名となっており、平成25年同時点の423人から103名増加しています。

【手帳所持者以外の障害者の状況】

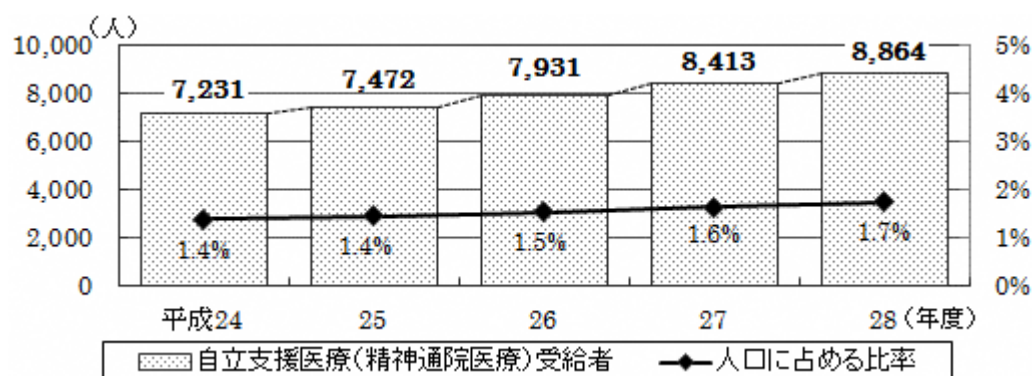
障害者手帳を所持していなくても、医師による認定などが得られた場合、障害者としての対応が可能となります。

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき通院による精神医療を続ける必要がある人は、自立支援医療（精神通院医療）として、通院医療費の負担の軽減や必要と認められるサービスが提供されます。

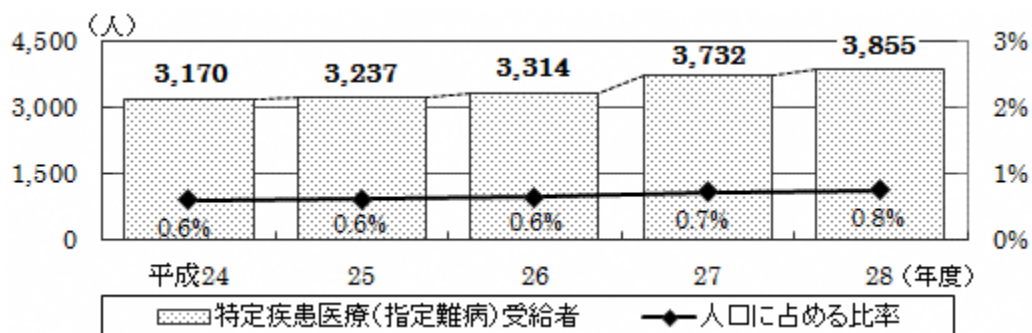
また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき指定された疾病（指定難病）の人は、医療費の負担の軽減や必要と認められた支援を利用することができます。

この他、小児慢性特定疾病医療受給者（平成29年4月1日現在449名）も障害者として障害福祉サービスなどの対象となる場合があります。

◆ 自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移



◆ 特定疾患医療（指定難病）受給者の推移



資料：各年度末（3月31日）

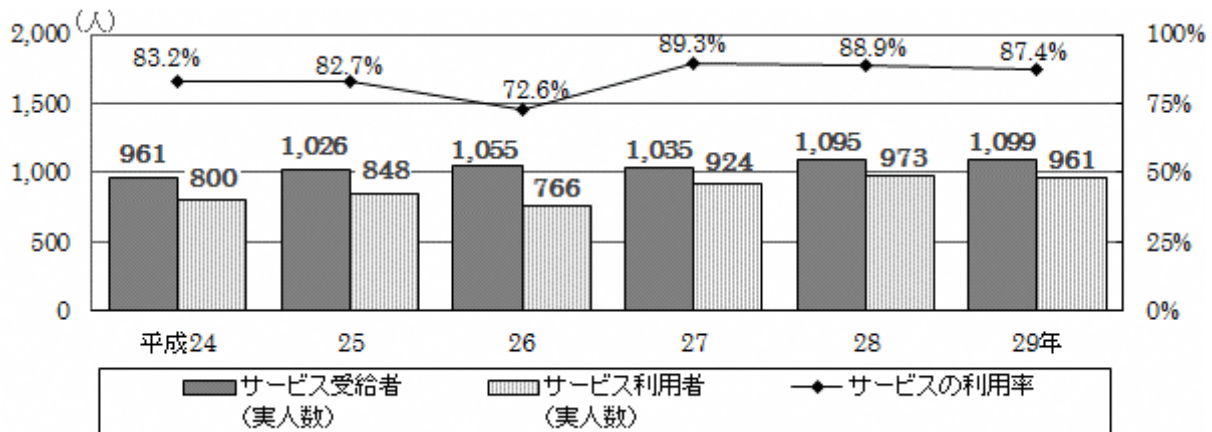
2. 障害福祉サービスの受給者数と利用者数の概況

【障害福祉サービス受給者と利用者数の推移】

障害福祉サービスは、希望するサービス利用に関しての申請を行い、障害支援区分などの認定を受け、サービス等利用計画案を作成し、審査会での意見などを踏まえて支給決定され、受給者証が交付されます。そして、サービス等利用計画に基づいてサービスが提供されます。

身体障害者について、障害福祉サービスの受給者数、サービス利用者数をみると、受給者は平成27年に減っていますが、年々増えています。また、サービス利用者は、平成26年に減っていますが年々増えており、受給者に対する利用者の割合（サービスの利用率）も平成29年で87.4%となっています。

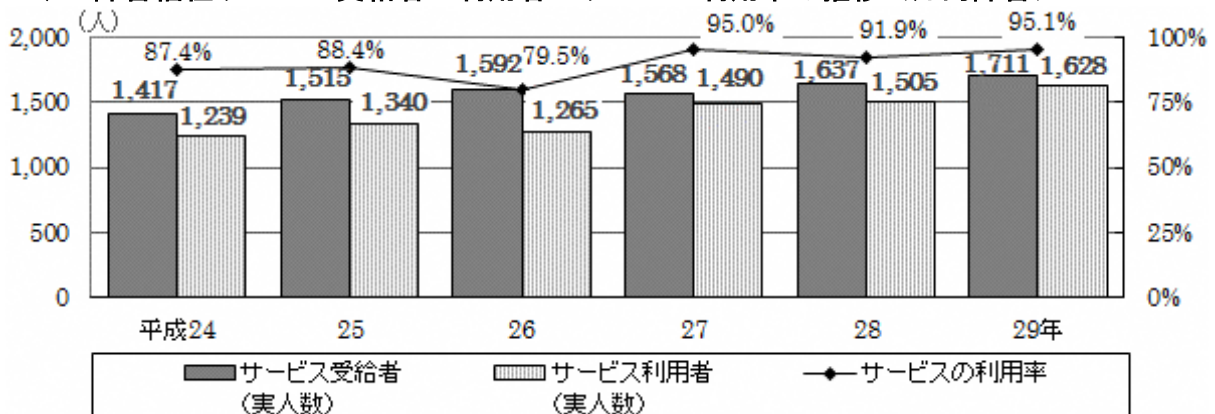
◆ 障害福祉サービス受給者・利用者・サービス利用率の推移＜身体障害＞



資料：各年4月1日

知的障害者の障害福祉サービスの受給者数・利用者数をみると、受給者は平成27年に少し減っていますが、年々増えています。また、サービス利用者は、平成26年に減っていますが年々増えており、受給者に対する利用者の割合（サービスの利用率）も平成29年で95.1%となっています。

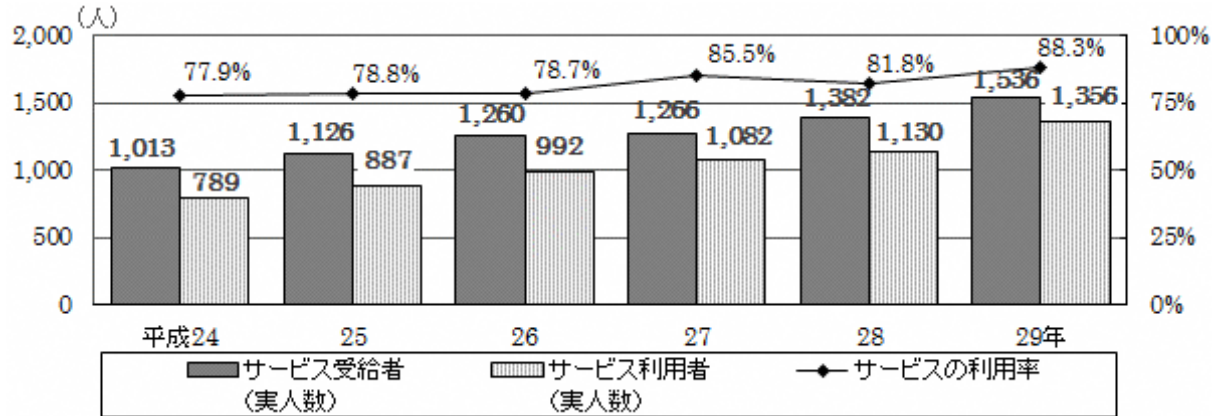
◆ 障害福祉サービス受給者・利用者・サービス利用率の推移＜知的障害＞



資料：各年4月1日

精神障害者の障害福祉サービスの受給者数・利用者数をみると、受給者は増加傾向にあります。また、サービス利用者も増えており、受給者に対する利用者の割合（サービスの利用率）も平成29年で88.3%となっています。

◆ 障害福祉サービス受給者・利用者・サービス利用率の推移＜精神障害＞

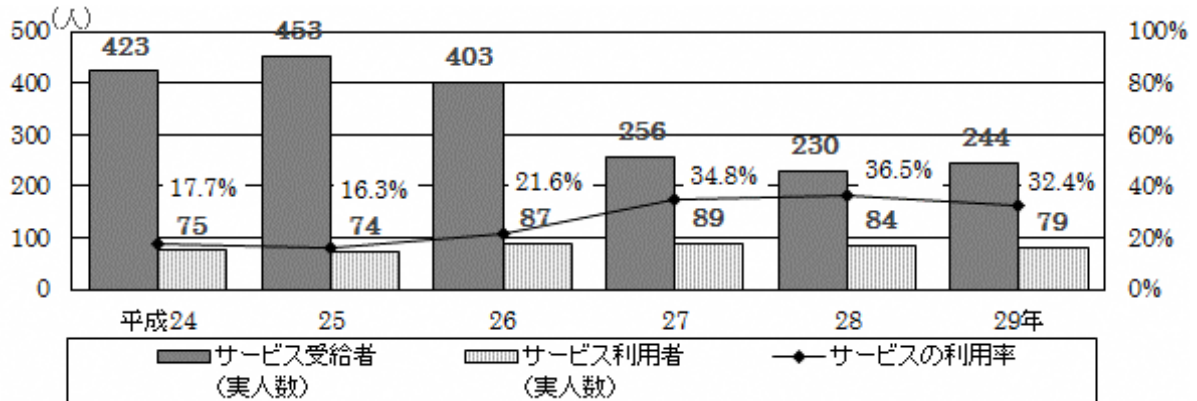


資料：各年4月1日

18歳未満の障害児の障害福祉サービスの受給者数・利用者数をみると、受給者は平成27年以降減少しています。また、サービス利用者は年度ごとに増減はありますが、80人前後の利用があります。

受給者に対する利用者の割合（サービスの利用率）は、平成27年以降3割を超えています。

◆ 障害福祉サービス受給者・利用者・サービス利用率の推移＜障害児＞



資料：各年4月1日

【障害福祉サービス受給者と手帳所持者との関係】

障害福祉サービスの受給者と利用者について、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者との関係をみると、18歳以上の身体障害者手帳の所持者は、平成29年は、サービス受給者が4.1%、利用者が3.6%とわずかとなっています。

知的障害者は、平成29年、サービス受給者が46.4%、サービス利用者が44.1%となっています。

精神障害者は、サービス受給者が36.2%、サービス利用者が32.0%となっています。

また、18歳未満の障害児については、サービス受給者が13.7%、サービス利用者が4.4%となっています。

◆ 障害福祉サービス受給者・利用者と手帳所持者との関係

		平成26年	平成29年
身体障害者 (18歳以上)	手帳所持者	24,596人	26,729人
	サービス受給者	1,055人	1,099人
	受給者／所持者	4.3%	4.1%
	サービス利用者	766人	961人
	利用者／所持者	3.1%	3.6%
知的障害者 (18歳以上)	手帳所持者	3,208人	3,689人
	サービス受給者	1,592人	1,711人
	受給者／所持者	49.6%	46.4%
	サービス利用者	1,265人	1,628人
	利用者／所持者	39.4%	44.1%
精神障害者 (18歳以上)	手帳所持者	3,534人	4,239人
	サービス受給者	1,260人	1,536人
	受給者／所持者	35.7%	36.2%
	サービス利用者	992人	1,356人
	利用者／所持者	28.1%	32.0%
障害児 (18歳未満)	手帳所持者	1,623人	1,784人
	サービス受給者	403人	244人
	受給者／所持者	24.8%	13.7%
	サービス利用者	87人	79人
	利用者／所持者	5.4%	4.4%

資料：各年4月1日

3. 第4期計画の成果目標と達成状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成29年度末において、25年度末の施設入所者から34人（国の基本指針である施設入所者の12%）が地域移行することを目標として設定しました。

【成果目標】

- ・平成26年度から29年度までの地域移行者数の合計＝34人以上
- ・平成25年度末時点の施設入所者256人からの削減数＝14人以上

	【実績値】		
	26年度	27年度	28年度
福祉施設入所者数（人）	263人	275人	264人
地域生活への移行者数（人）※	6人	11人	5人

※ 福祉施設からグループホームや一般住宅などへ移行する人の数

【現状・達成状況】

地域生活への移行者数は、平成26年度から28年度末までの合計が22人となっており、平成29年度末時点での目標値34人を下回る見込みです。

入所者数は、平成25年度末の256人から平成28年度末は8人増えて264人となっています。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

平成29年度までの間に、市内に1つ整備することを目標として設定しました。

【成果目標】

- 平成29年度までの間に、市内に1つ整備
- ※ただし、必要な機能や整備の方法等は、関係機関等との協議を踏まえ決定する。

【現状・達成状況】

既存の社会資源を繋いだネットワークにより、地域の課題の対応を図る面的整備の方針を決定しました。

また、国において平成32年度末までに1つ整備するという方針に変更したこと等を受け、現在、東大阪市自立支援協議会等において、引き続き意見交換を行い、面的整備の具体化を検討しています。

(3) 福祉施設からの一般就労への移行等

国の基本指針に沿って、就労移行支援事業の利用者数は、平成25年度末の利用者数から6割以上増加させること、市内の就労移行支援事業所で就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上となるよう、目標を設定しています。

また、就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額として、大阪府が工賃向上計画を推進する中で、平成20年度から24年度における都道府県トップの伸び率を基準に、本市の工賃の平均月額を設定しています。

【成果目標】

・ 就労移行支援事業の利用者数は、平成25年度末の利用者数から6割以上増加させることを目標に設定 ・ 就労移行支援事業所において、就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上となるように、基盤整備も含めて設定 ・ 就労継続支援（B型）事業所における平均月額工賃の平成25年度の実績額に、34.2%増した額を下回らない額を基本に目標を設定				
	第4期 計画期間（平成29年度）			
	27年度	28年度	成果目標	考え方
就労移行支援事業利用者数	139人	172人	205人	平成26年3月31日時点の1.6倍
就労移行支援事業事業所数	17か所	17か所	就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする	基盤整備も含めて目標を設定
就労移行率3割以上の事業所数	6か所 (35.3%)	6か所 (35.3%)		
就労継続支援（B型）事業所における平均月額	10,372円	10,266円	11,973円	平成25年度の実績額に34.2%増した額を下回らない額

【現状・達成状況】

就労移行支援事業利用者数や就労移行率3割以上の事業所の割合については、目標を達成しておらず、また就労継続支援（B型）事業所における平均月額についても、目標を下回っている状況です。

第3章 計画の基本的な方針

1. 基本理念

第3次東大阪市障害者プランではすべての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、必要な配慮が実践される場として地域社会が築かれ、その地域の中에서도自立し支えあう社会（インクルーシブな社会）の実現を目指して、「お互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪の実現」を理念として掲げており、これは障害福祉サービスや地域生活支援事業等を規定する上位計画の理念として引き継ぐべきものです。また、本計画に関する国の基本指針に基づいて次のような3つの理念を設定します。

【基本理念】

『お互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪の実現』

障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービスの基盤整備

【障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援】

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援ならびに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

【障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実】

各種制度の施行とともに、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等ならびに障害児として、これまでのサービスの格差を是正し、適切で総合的な支援の拡充を行います。なお、発達障害者及び高次脳機能障害者については従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっています。

【入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービスの基盤整備】

障害者の自立の観点から、入所等（施設への入所または病院への入院）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提

供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

2. 基本的な考え方

本計画に関する国の基本指針に基づいて、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を目指します。

1) 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的考え方

【必要とされる訪問系サービスの保障】

居宅介護（ホームヘルプサービス）・重度訪問介護等などの「訪問系サービス」の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障できるよう、努めます。

【希望する障害者等への日中活動系サービスの保障】

希望する障害者等に、生活介護や就労移行支援、就労継続支援など「日中活動系サービス」を保障できるよう、基盤整備を進めます。

【グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備】

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）の充実を図るとともに、自立生活援助や地域移行支援などの推進により、施設入所などから地域生活への移行を目指します。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障するとともに、各種の障害福祉サービスなどを整備することなどによって、障害者等の地域における生活の維持及び継続が図られるよう、努めていきます。

【福祉施設から一般就労への移行等の推進】

就労移行支援事業及び就労定着支援事業などを推進することにより、障害者の福祉施設から一般就労への移行及び定着を進めるとともに、福祉施設を含めた雇用の場の拡大を目指します。

2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

【相談支援体制の構築】

障害児者、とりわけ重度の障害児者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が必要不可欠です。

そこで、福祉に関する各般の問題について障害児者からの相談に応じる体制の整備と合わせて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言、利用者及び地域の障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情の把握などに努めていきます。

また、平成29年度に地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターと各リージョン地域担当制の委託相談支援センターを設置し、相談支援に関する指導的役割を担う人材の確保に努めていきます。

【地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保】

相談支援体制の充実などに伴い、地域生活への移行のための支援に係るニーズが顕在化することが想定されます。このため、障害者支援施設等に入所または精神科病院に入院している障害者等の人数等を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を検討していきます。

さらに、障害者支援施設等または精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障害者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるよう、地域移行支援と合わせて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実にも努めていきます。

【発達障害者等に対する支援】

発達障害者または発達障害児が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、本市の実情を踏まえつつ、大阪府が実施する発達障がい者地域支援マネージャー事業を活用するなど、地域の体制整備を検討します。

【協議会の設置等】

障害者等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育または雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される「自立支援協議会」を設置しています。

発達障害者等や重症心身障害児者、医療的ケア児、高次脳機能障害者及び難病患者等への支援体制を整備するため、専門機関との連携を図ります。

3) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

【地域支援体制の構築】

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援を図るため、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備に努めていきます。

また、児童発達支援センターは、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図り、地域における中核的な支援施設として、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図っていきます。

さらに、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、大阪府と緊密な連携を図っていきます。

【保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援】

障害児通所支援の体制整備にあたっては、保育所（園）や認定こども園、留守家庭児童育成事業の子育て支援施策などの緊密な連携に努めていきます。

また、障害児の早期の発見及び支援、健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、庁内の障害福祉、子育て支援、保健・医療、教育などの担当部局の連携体制を強化・充実していきます。

さらに、障害児支援が適切に行われるよう、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所などの緊密な連携を図れるよう、支援していきます。

【地域社会への参加・包容の推進】

障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図るため、保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所などが保育所（園）や認定こども園、留守家庭児童育成事業、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制の構築を目指していきます。

【特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備】

重症心身障害児が、身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実に努めます。

また、医療的ケア児が、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所（園）、学校等の関係者が連携を図るための協議の場の設置を検討していきます。この協議の場では、共通の理解に基づき共同する総合支援体制の構築や、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していきます。さらに、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進していきます。

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図られるよう努めていきます。

また、虐待を受けた障害児等に対しては、関係機関とともに障害児の状況等に応じたきめ細かな支援を行います。

【障害児相談支援の提供体制の確保】

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。このため、障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を目指します。

◆ 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の施策体系 ◆



第4章 障害福祉計画の展開

1. 成果目標

1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方】

◆ 地域生活への移行者数

平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本として設定する。ただし、現計画で定める移行実績が達成されないと見込まれる場合は、29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して設定する。

◆ 施設入所者の削減

平成28年度末時点の施設入所者数の2%以上削減することを基本として設定する。ただし、現計画で定める実績が達成されないと見込まれる場合、29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して設定する。

【本市の現状・考え方】

本市における平成28年度末の施設入所者数は、264名となっています。

国の基本指針や大阪府の基本的な考え方などに基づき、平成32年度（2020年度）末までに28年度末時点の施設入所者の9%・24人を目標として設定します。

また、地域移行者や新たに施設入所が見込まれる人数などを踏まえ、平成32年度（2020年度）末までに28年度末時点の施設入所者から2%・5人削減することを目標として設定します。

【成果目標】

	32年度 (2020年度)	考え方
福祉施設入所者数	259人	
地域生活への移行者数（累計）	24人	平成28年度末時点の施設入所者数の9%
施設入所者の削減数（累計）	5人	平成28年度末時点の施設入所者数の2%

2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方】

◆ 障害福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

すべての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定する。

精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村の関係者が情報共有や連携を行う体制を構築する。

◆ 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

すべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定する。

医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

◆ 精神病床における1年以上長期入院患者数の減少

国が提示する推計式を用いて精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する。⇒大阪府が65歳以上と65歳未満区別なく設定

◆ 精神病床における早期退院率（入院後3か月・6か月・1年の退院率）

入院後3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点の退院率は84%以上、入院後1年時点の退院率は90%以上とすることを目標として設定する。⇒大阪府が設定

【本市の現状・考え方】

精神障害に関する施策は、大阪府及び各保健所が主となって取り組んでいます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、大阪府などの取り組みに協力するとともに、本市でも関係者による協議の場の設置を目指します。

【成果目標】

	32年度 (2020年度)	考え方
障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	設置	中河内東大阪障害保健福祉圏域（本市のみで構成）
市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	設置	
精神病床 1年以上長期入院患者数の減少数（累計）	1,000人	大阪府が設定
精神病床の早期退院率 （入院後3か月・6か月・1年時点）	3か月＝69%以上 6か月＝84%以上 1年＝90%以上	大阪府が設定

3) 障害者の地域生活の支援

【国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方】

◆ 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）を各市町村、または各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

【本市の現状・考え方】

地域生活支援拠点等は、障害児者の在宅での生活を支えるため、① 緊急時の受入れ・対応、② 相談、③ 体験の機会・場、④ 専門的人材の確保・養成、⑤ 地域の体制づくりの5つの機能を備えたものです。

本市では、自立支援協議会などでの意見・検討を踏まえ、既存の社会資源を活用し、関係機関と連携することで5つの機能が発現できるよう、平成32年度（2020年度）末までに面的な整備に取り組んでいきます。

【成果目標】

	32年度末までに (2020年度)	考え方
地域生活支援拠点等の整備	整備	市内全体を一つの面にとらえ、面的整備を進め、市全体で障害児者の生活を支える体制を整備

4) 福祉施設からの一般就労への移行等

【国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方】

◆ 福祉施設からの一般就労への移行者の増加

国：28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

府：28年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上（府全体で1,700人）とすることを目標とする。

◆ 就労移行支援事業の利用者の増加

28年度末における利用者数の2割以上増加することを目標とする。

◆ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。

◆ 一定の就労定着の達成

就労定着支援事業【新規事業】による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

◆ 工賃の向上

国：就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

府：個々の就労継続支援B型事業所において設定した目標工賃を踏まえ設定。

【本市の現状・考え方】

一般就労への移行については、就労移行支援事業などにより、一般就労に移行した実績の1.3倍として大阪府が設定した目標値（府全体で1,700人）を按分した数値を目標として設定します。

また、就労移行支援事業の利用者は、平成28年度の就労移行支援事業の利用者の2割以上が増加するとして目標を設定します。

就労移行支援事業所の就労移行率については、市内の就労移行支援事業所において、就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上となることを目標として設定します。

新規事業である就労定着支援事業は、就労移行支援事業等を利用し、一般就労へ移行した人が、相談などにより生活面の課題を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援により、職場に定着できるよう、ニーズ把握や事業所への体制整備などを働きかけていきます。

一般就労に移行した人が職場に定着できるよう、市内の就労定着支援事業を実施する事業所において、支援を開始した時点から1年後の職場定着率が80%以上となるように、基盤整備も含めて目標として設定します。

国の基本指針においては、就労継続支援（B型）の利用者数及び見込量の設定にあたっては、工賃の平均額についての目標水準の設定が望ましいとされています。工賃の平均額について、大阪府が、個々の就労継続支援（B型）事業所において設定した目標額を踏まえ設定しています。本市においては、大阪府から提供される市内の就労継続支援

(B 型) 事業所において設定された平成 32 年度 (2020 年度) の目標工賃を踏まえて目標額を設定します。

また、雇用を促進するため、ハローワークや東大阪市障害者就業・生活支援センター、訓練等給付事業提供事業者、障害者職業能力開発校、大阪障害者職業センターなど、各関係機関の連携を充実します。

さらに、企業に対して、障害者雇用促進に向けた理解や啓発を充実するとともに、雇用促進のための各種助成制度の周知などに努め、就労に向けた体験学習などの受入れ企業の充実や、企業における就業体験プログラムの実施などを働きかけていきます。

【成果目標】

	32 年度 (2020 年度)	考え方
一般就労への移行者数	91 人	28 年度の一般就労への移行実績の 1.3 倍以上
就労移行支援事業の利用者数	207 人	28 年度の利用者の 1.2 倍以上
就労移行支援事業所数	20 か所	就労移行率が 3 割以上の事業所が全体の 5 割以上
就労移行率が 3 割以上の事業所数	10 か所	
支援開始から 1 年後の職場定着率	80%※	就労定着支援事業の支援開始から 1 年後の職場定着率 80%以上 ※平成 31 年度 (2019 年度) 目標 : 50%
就労継続支援 B 型事業所における平均工賃	13,637 円	大阪府が目標工賃として設定

2. 障害福祉サービス

1) 訪問系サービス

	対象者・事業概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	☞ 障害のため、日常生活を送るのに支障がある人。 ○ 自宅で入浴や排泄、食事の介護などのサービスを提供。
重度訪問介護	☞ 重度の障害があり、常時介護を必要とする人。 ○ 自宅での入浴や排泄、食事の介助などから、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供。 ○ 最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している人に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用することで、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を提供。
同行援護	☞ 視覚障害のある人。 ○ 外出時において、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を提供。
行動援護	☞ 常に介護を必要とする知的障害のある人及び精神障害のある人。 ○ 危険を回避するために外出時の移動中の介護などのサービスを提供。
重度障害者等包括支援	☞ 常に介護を必要とする人で、介護の必要の程度が著しく高い場合。 ○ 居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供。

【現状と課題】

居宅介護は、身体障害者が65歳以上の方が介護保険サービスの利用に移行しており、減少傾向になってきています。

重度訪問介護は、減少傾向にあり、利用者数は計画を上回っていますが、利用時間は計画を大きく下回っています。

同行援護は、利用者数は計画を上回って増えていますが、利用時間は下回っており、減少傾向にあります。

行動援護は、利用者数は計画をわずかながら下回っており、利用時間も年度ごとにバラツキがあるものの大きく下回っています。

◆ 居宅介護（ホームヘルプ） 計画・実績（実利用者数・月平均利用時間） ◆

	27年度		28年度		29年度
	計画	実績	計画	実績	計画
身体障害者	440人	512人	455人	492人	470人
	9,734時間	10,909時間	10,066時間	9,205時間	10,398時間
知的障害者	310人	426人	320人	427人	330人
	4,716時間	5,307時間	4,869時間	4,576時間	5,021時間
精神障害者	645人	839人	675人	862人	705人
	10,529時間	11,944時間	11,019時間	10,578時間	11,508時間
障害児	60人	49人	70人	43人	80人
	1,105時間	676時間	1,290時間	464時間	1,474時間
合 計	1,455人	1,826人	1,520人	1,824人	1,585人
	26,084時間	28,836時間	27,244時間	24,823時間	28,401時間

◆ 重度訪問介護 計画・実績（実利用者数・月平均利用時間） ◆

	27年度		28年度		29年度
	計画	実績	計画	実績	計画
身体障害者	127人	148人	130人	146人	133人
	27,940時間	25,166時間	28,600時間	22,275時間	29,260時間
知的障害者	3人	7人	6人	7人	10人
	330時間	1,426時間	660時間	1,345時間	1,100時間
精神障害者	1人	0人	1人	1人	1人
	110時間	0時間	110時間	75時間	110時間
合 計	131人	155人	137人	154人	144人
	28,380時間	26,592時間	29,370時間	23,695時間	30,470時間

◆ 同行援護 計画・実績（実利用者数・月平均利用時間） ◆

	27 年度		28 年度		29 年度
	計画	実績	計画	実績	計画
身体障害者	181 人	225 人	182 人	240 人	183 人
	7,100 時間	7,693 時間	7,150 時間	6,823 時間	7,200 時間
障害児	5 人	5 人	6 人	4 人	7 人
	124 時間	50 時間	149 時間	36 時間	173 時間
合 計	186 人	230 人	188 人	244 人	190 人
	7,224 時間	7,743 時間	7,299 時間	6,859 時間	7,347 時間

◆ 行動援護 計画・実績（実利用者数・月平均利用時間） ◆

	27 年度		28 年度		29 年度
	計画	実績	計画	実績	計画
知的障害者	70 人	67 人	75 人	64 人	80 人
	1,915 時間	2,045 時間	2,052 時間	1,527 時間	2,188 時間
精神障害者	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人
	60 時間	0 時間	60 時間	0 時間	60 時間
障害児	15 人	14 人	17 人	15 人	20 人
	506 時間	411 時間	573 時間	299 時間	674 時間
合 計	86 人	81 人	93 人	79 人	101 人
	2,481 時間	2,456 時間	2,685 時間	1,826 時間	2,922 時間

【見込み・方向性】

居宅介護は、第4期の利用実績を勘案し、見込みました。特に、65歳以上の身体障害者は、介護保険サービスに移行される人が増えるものと想定しました。

重度訪問介護と同行援護、行動援護は、第4期の利用実績を勘案し、引き続き一定のニーズがあるものとして見込みました。

重度障害者等包括支援は、重度訪問介護などの利用で対応できることから第5期計画期間内においても見込量を設定していません。

◎ 居宅介護（ホームヘルプ） 見込量（月あたり） ◎

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
身体障害者	利用者数	470人	459人	449人
	利用時間	9,590時間	9,366時間	9,162時間
知的障害者	利用者数	480人	509人	540人
	利用時間	6,055時間	6,420時間	6,811時間
精神障害者	利用者数	931人	968人	1,006人
	利用時間	13,066時間	13,585時間	14,119時間
障害児	利用者数	50人	60人	70人
	利用時間	650時間	780時間	910時間
合 計	利用者数	1,931人	1,996人	2,065人
	利用時間	29,361時間	30,151時間	31,002時間

◎ 重度訪問介護 見込量（月あたり） ◎

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
身体障害者	利用者数	155人	160人	165人
	利用時間	27,848時間	28,746時間	29,645時間
知的障害者	利用者数	8人	9人	10人
	利用時間	1,576時間	1,773時間	1,971時間
精神障害者	利用者数	1人	1人	1人
	利用時間	75時間	75時間	75時間
合 計	利用者数	164人	170人	176人
	利用時間	29,499時間	30,594時間	31,691時間

◎ 同行援護 見込量（月あたり） ◎

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
身体障害者	利用者数	261人	272人	284人
	利用時間	8,777時間	9,147時間	9,551時間
障害児	利用者数	3人	3人	3人
	利用時間	52時間	52時間	52時間
合 計	利用者数	264人	275人	287人
	利用時間	8,829時間	9,199時間	9,603時間

◎ 行動援護 見込量（月あたり） ◎

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
知的障害者	利用者数	64人	64人	64人
	利用時間	1,690時間	1,690時間	1,690時間
精神障害者	利用者数	1人	1人	1人
	利用時間	26時間	26時間	26時間
障害児	利用者数	17人	18人	19人
	利用時間	456時間	482時間	509時間
合 計	利用者数	82人	83人	84人
	利用時間	2,172時間	2,198時間	2,225時間

◎ 重度障害者等包括支援 見込量（月あたり） ◎

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
合 計	利用者数	0人	0人	0人
	利用時間	0時間	0時間	0時間

【見込量確保のための方策】

多様な事業者の参入があり、居宅介護や重度訪問介護の見込量は確保されるものと想定されます。

なお、同行援護や行動援護については、ニーズの把握や利用状況などを勘案し、障害の特性に応じた適切なサービスの提供に努めるとともに、職員の確保・研修など質の向上などを事業所に働きかけていきます。

重度障害者等包括支援については、ニーズに応じて適切な対応ができるよう努めます。

2) 日中活動系サービス

	対象者・事業概要
生活介護	☞常に介護を必要とする人。 ○主として昼間、障害者支援施設などの施設で、食事、入浴、排泄などの介助、日常生活上の支援を行うとともに、軽作業などの生産活動や創作的活動の機会を提供。
自立訓練 (機能訓練)	○自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能または生活機能の向上のために必要な訓練などを実施。
自立訓練 (生活訓練)	○自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、生活機能の向上のために必要な訓練などを実施。
就労移行支援	☞一般企業などへの就労を希望する人。 ○一定の期間、事業所における作業や企業における実習などを通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を実施。
就労継続支援 A 型	☞一般事業者に雇用されることが困難で、主に雇用契約に基づく就労が可能な人。 ○一般就労に向け、必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練などのサービスを提供。
就労継続支援 B 型	☞企業等での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人。就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった人。 ○雇用契約を締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援などのサービスを提供。
就労定着支援 〔新規事業〕	☞就労移行支援事業等を利用し、一般就労へ移行した人。 ○企業や自宅等への訪問などにより、生活リズム、家計や体調の管理などの課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言などを支援。
療養介護	☞医療を必要とし、常時介護を必要とする人。 ○主に昼間、病院やその他施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを提供。

【現状と課題】

生活介護は、利用者数・利用日数ともにわずかですが、計画を上回っています。

自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）ともに、利用者数・利用日数ともに計画を大きく上回っています。

就労移行支援は、利用者数は計画を大きく上回っていますが、利用日数は計画をわずかながら下回っています。

就労継続支援 A 型は、利用者数・利用日数とも計画を大きく上回っています。

また、就労継続支援 A 型事業所については、近年、急激な事業所の増加と事業趣旨に沿わない不適切な運営事例が指摘されており、重点的な指導により、平成 29 年度をピークに減少の傾向が見られます。

就労継続支援 B 型は、利用者数は計画を上回っていますが、利用日数は計画を下回っています。

療養介護は、年々増加しています。

◆ 生活介護 計画・実績（実利用者数・月平均利用日数） ◆

	27 年度		28 年度		29 年度
	計画	実績	計画	実績	計画
身体障害者	230 人	272 人	240 人	272 人	250 人
	3,814 日	4,370 日	3,971 日	3,975 日	4,145 日
知的障害者	785 人	818 人	850 人	840 人	920 人
	14,449 日	17,697 日	15,269 日	15,975 日	16,135 日
精神障害者	20 人	21 人	21 人	36 人	45 人
	264 日	196 日	396 日	251 日	595 日
合 計	1,035 人	1,111 人	1,120 人	1,148 人	1,215 人
	18,527 日	22,263 日	19,636 日	20,201 日	20,875 日

◆ 自立訓練 計画・実績（実利用者数・月平均利用日数） ◆

	27 年度		28 年度		29 年度
	計画	実績	計画	実績	計画
身体障害者 （機能訓練）	10 人	16 人	10 人	14 人	10 人
	139 日	104 日	139 日	102 日	139 日
知的障害者 （生活訓練）	25 人	37 人	35 人	46 人	45 人
	347 日	324 日	486 日	525 日	625 日
精神障害者 （生活訓練）	80 人	179 人	80 人	179 人	80 人
	791 日	1,239 日	791 日	1,160 日	791 日
合 計	115 人	232 人	125 人	239 人	135 人
	1,277 日	1,667 日	1,416 日	1,787 日	1,555 日

◆ 就労移行支援 計画・実績（実利用者数・月平均利用日数） ◆

	27 年度		28 年度		29 年度
	計画	実績	計画	実績	計画
身体障害者	8 人	24 人	9 人	27 人	10 人
	130 日	135 日	145 日	176 日	160 日
知的障害者	75 人	147 人	85 人	116 人	95 人
	1,425 日	1,183 日	1,615 日	1,213 日	1,805 日
精神障害者	70 人	134 人	80 人	157 人	95 人
	1,050 日	1,272 日	1,200 日	1,397 日	1,425 日
合 計	153 人	305 人	174 人	300 人	200 人
	2,605 日	2,590 日	2,960 日	2,786 日	3,390 日

◆ 就労継続支援 A 型 計画・実績（実利用者数・月平均利用日数） ◆

	27 年度		28 年度		29 年度
	計画	実績	計画	実績	計画
身体障害者	25 人	90 人	32 人	109 人	40 人
	516 日	1,151 日	661 日	1,542 日	826 日
知的障害者	40 人	77 人	43 人	112 人	50 人
	736 日	1,231 日	791 日	1,525 日	920 日
精神障害者	55 人	194 人	75 人	275 人	100 人
	997 日	2,226 日	1,360 日	2,802 日	1,813 日
合 計	120 人	361 人	150 人	496 人	190 人
	2,249 日	4,608 日	2,812 日	5,869 日	3,559 日

◆ 就労継続支援 B 型 計画・実績（実利用者数・月平均利用日数） ◆

	27 年度		28 年度		29 年度
	計画	実績	計画	実績	計画
身体障害者	90 人	107 人	95 人	106 人	105 人
	1,494 日	1,493 日	1,577 日	1,400 日	1,744 日
知的障害者	500 人	497 人	550 人	492 人	600 人
	9,572 日	9,557 日	10,529 日	8,119 日	11,486 日
精神障害者	370 人	449 人	400 人	461 人	440 人
	4,846 日	4,769 日	5,239 日	4,484 日	5,763 日
合 計	960 人	1,053 人	1,045 人	1,059 人	1,145 人
	15,912 日	15,819 日	17,345 日	14,003 日	18,993 日

◆ 療養介護 計画・実績（実利用実人員・年間） ◆

	27 年度		28 年度		29 年度
	計画	実績	計画	実績	計画
合 計	53 人	58 人	54 人	59 人	55 人

【見込み・方向性】

生活介護は、第4期の利用実績を勘案し、引き続き、増加するものとして見込みました。

自立訓練（機能訓練）は、引き続き一定のニーズがあるものとして見込みました。自立訓練（生活訓練）は、第4期利用実績を勘案し、増加するものとして見込みました。

就労移行支援・就労継続支援B型は、第4期の利用実績を勘案し、引き続き、増加するものとして見込みました。

就労継続支援A型については、法改正や重点的な事業所への適正な運営の指導により今後は減少するものとして見込みました。

就労定着支援は、新規事業であることから、就労移行支援事業等により一般就労に移行した人のニーズや実態把握などを行いつつ、事業の展開に向けて、事業者などとの調整等を図っていきます。

療養介護は、引き続き一定のニーズがあるものとして見込みました。

◎ 生活介護 見込量（月あたり） ◎

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
身体障害者	利用者数	280人	284人	288人
	利用日数	4,356日	4,418日	4,480日
知的障害者	利用者数	909人	945人	983人
	利用日数	17,944日	18,655日	19,405日
精神障害者	利用者数	40人	44人	48人
	利用日数	372日	410日	447日
合 計	利用者数	1,229人	1,273人	1,319人
	利用日数	22,672日	23,483日	24,332日

◎ 自立訓練 見込量（月あたり） ◎

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
身体障害者	利用者数	14人	14人	14人
	利用日数	113日	113日	113日
知的障害者	利用者数	47人	58人	72人
	利用日数	500日	617日	766日
精神障害者	利用者数	188人	197人	206人
	利用日数	1,387日	1,453日	1,522日
合 計	利用者数	249人	269人	292人
	利用日数	2,000日	2,183日	2,401日

◎ 就労移行支援 見込量（月あたり） ◎

		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)
身体障害者	利用者数	29 人	31 人	33 人
	利用日数	245 日	262 日	279 日
知的障害者	利用者数	128 人	134 人	140 人
	利用日数	1,479 日	1,548 日	1,618 日
精神障害者	利用者数	173 人	181 人	189 人
	利用日数	1,732 日	1,813 日	1,893 日
合 計	利用者数	330 人	346 人	362 人
	利用日数	3,456 日	3,623 日	3,790 日

◎ 就労継続支援 A 型 見込量（月あたり） ◎

		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)
身体障害者	利用者数	115 人	114 人	113 人
	利用日数	1,527 日	1,514 日	1,501 日
知的障害者	利用者数	120 人	117 人	116 人
	利用日数	1,778 日	1,762 日	1,747 日
精神障害者	利用者数	288 人	285 人	282 人
	利用日数	3,066 日	3,034 日	3,002 日
合 計	利用者数	523 人	516 人	511 人
	利用日数	6,371 日	6,310 日	6,250 日

◎ 就労継続支援 B 型 見込量（月あたり） ◎

		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)
身体障害者	利用者数	111 人	114 人	117 人
	利用日数	1,616 日	1,659 日	1,703 日
知的障害者	利用者数	516 人	528 人	541 人
	利用日数	9,222 日	9,437 日	9,669 日
精神障害者	利用者数	484 人	496 人	508 人
	利用日数	5,284 日	5,415 日	5,546 日
合 計	利用者数	1,111 人	1,138 人	1,166 人
	利用日数	16,122 日	16,511 日	16,918 日

◎ 就労定着支援〔新規事業〕 見込量（月あたり） ◎

		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)
身体障害者	利用者数	39 人	40 人	41 人
知的障害者	利用者数	122 人	127 人	135 人
精神障害者	利用者数	81 人	85 人	89 人
合 計	利用者数	242 人	252 人	265 人

◎ 療養介護 見込量（年間） ◎

		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)
合 計	利用者数	61 人	62 人	63 人

【見込量確保のための方策】

生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 B 型とともに、事業所の新規開設や定員増などが計画されており、見込み量は確保されるものと想定されます。

就労定着支援は、新規事業であることから、事業所などと、対象者や事業内容などを精査し、適正な運営となるよう働きかけていきます。

療養介護は、重度障害者や重複障害者などのニーズを踏まえ、適正なサービス提供を事業所に働きかけていきます。

3) 短期入所等居住系サービス

	対象者・事業概要
短期入所 (ショートステイ)	☞介護者が病気の場合などの理由により、障害者支援施設などへの短期間の入所が必要な人。 ○障害者支援施設などで、入浴、排泄、食事の介助などのサービスを提供。
自立生活援助 【新規事業】	☞障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人。 ○定期的な巡回訪問や随時の相談や要請などに対応し、地域生活の状況を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整、生活環境の整備等を実施。
共同生活援助 (グループホーム)	☞就労または就労継続支援などの日中活動を利用しており、地域において自立した日常生活を営む上で、相談などの日常生活上の援助が必要な人。 ○家事などの日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを提供。
施設入所支援	☞生活介護または自立訓練、就労移行支援を利用している人。 ○日中活動と合わせて、夜間などにおける入浴、排泄または食事の介助など、障害者支援施設において必要な介護・支援を実施。

【現状と課題】

短期入所（ショートステイ）は、利用者数は、計画を大きく上回っていますが、利用日数は、年度ごとにバラツキがあります。

共同生活援助（グループホーム）は、計画を上回って利用されています。

施設入所支援は、計画を上回って利用されています。

◆ 短期入所（ショートステイ） 計画・実績（実利用者数・月平均利用日数） ◆

	27年度		28年度		29年度
	計画	実績	計画	実績	計画
身体障害者	60人	85人	60人	83人	60人
	360日	486日	360日	400日	360日
知的障害者	255人	372人	260人	388人	265人
	1,400日	1,828日	1,430人	1,633日	1,460日
精神障害者	5人	8人	6人	8人	7人
	29日	26日	33日	32日	39日
障害児	60人	104人	70人	86人	80人
	480日	362日	560日	264日	640日
合 計	380人	569人	396人	565人	412人
	2,269日	2,702日	2,383日	2,329日	2,499日

◆ 共同生活援助（グループホーム） 計画・実績（実利用者数・月間） ◆

	27年度		28年度		29年度
	計画	実績	計画	実績	計画
身体障害者	24人	22人	28人	24人	33人
知的障害者	395人	404人	415人	431人	435人
精神障害者	45人	63人	50人	68人	55人
合 計	464人	489人	493人	523人	523人

◆ 施設入所支援 計画・実績（実利用者数・月間） ◆

	27年度		28年度		29年度
	計画	実績	計画	実績	計画
身体障害者	73人	84人	72人	75人	71人
知的障害者	176人	186人	172人	185人	168人
精神障害者	1人	5人	1人	4人	1人
合 計	250人	275人	245人	264人	240人

【見込み・方向性】

短期入所（ショートステイ）は、一定のニーズがあるものとして見込みました。

自立生活援助は、新規事業であることから、今後、一人暮らし希望者の実情や実態把握などを行いつつ、事業の展開に向けて、事業者などと調整します。

共同生活援助（グループホーム）は、第4期の利用実績とニーズを勘案し、増加するものと見込みました。

施設入所支援は、施設入所から地域移行への移行が進むものとして減少するものとして見込みました。

◎ 短期入所（ショートステイ） 見込量（月あたり） ◎

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
身体障害者	利用者数	82人	82人	82人
	利用日数	446日	446日	446日
知的障害者	利用者数	412人	424人	437人
	利用日数	1,920日	1,975日	2,036日
精神障害者	利用者数	8人	8人	8人
	利用日数	30日	30日	30日
障害児	利用者数	80人	80人	80人
	利用日数	345日	345日	345日
合 計	利用者数	582人	594人	607人
	利用日数	2,741日	2,796日	2,857日

◎ 自立生活援助〔新規事業〕 見込量（月あたり） ◎

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
身体障害者	利用者数	11人	13人	16人
知的障害者	利用者数	53人	56人	57人
精神障害者	利用者数	25人	28人	31人
合 計	利用者数	89人	97人	104人

◎ 共同生活援助（グループホーム） 見込量（月あたり） ◎

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
身体障害者	利用者数	25人	25人	25人
知的障害者	利用者数	456人	474人	492人
精神障害者	利用者数	73人	76人	79人
合 計	利用者数	554人	575人	596人

◎ 施設入所支援 見込量（月あたり） ◎

		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)
身体障害者	利用者数	76 人	76 人	75 人
知的障害者	利用者数	184 人	182 人	180 人
精神障害者	利用者数	4 人	4 人	4 人
合 計	利用者数	264 人	262 人	259 人

【見込量確保のための方策】

提供事業所も多く、見込み量は確保されるものと想定しています。

施設入所支援は、計画相談や各種在宅サービスの充実などを進め、地域での安全・安心な生活の実現を図るなど、施設入所者の削減に努めていきます。

4) 相談支援等サービス

	対象者・事業概要
計画相談支援	☞障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する人と、障害福祉サービスを利用する児童。 ○支給決定または支給決定の変更前にサービス等利用計画案を策定。支給決定または変更後、サービス事業者などとの連絡調整、計画の作成を実施。
地域移行支援	☞障害者支援施設または児童福祉施設に入所している人、精神科病院に入院している精神障害のある人。 ○住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所などへの同行支援などを実施。
地域定着支援	☞居宅において生活する単身者など。 ○常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などに、相談、緊急訪問、緊急対応などを行う。

【現状と課題】

計画相談支援は、計画を上回って利用されていますが、ほぼ横ばいとなっています。

地域移行支援は、計画を下回っていますが、一定のニーズがあります。

地域定着支援は、28年度に多くの利用がありました。

◆ 計画相談支援 計画・実績（月あたり） ◆

	27年度		28年度		29年度
	計画	実績	計画	実績	計画
身体障害者	150人	261人	300人	221人	600人
知的障害者	200人	394人	400人	659人	800人
精神障害者	150人	782人	300人	605人	600人
障害児	10人	2人	30人	6人	50人
合 計	510人	1,439人	1,030人	1,491人	2,050人

◆ 地域移行支援 計画・実績（月あたり） ◆

	27 年度		28 年度		29 年度
	計画	実績	計画	実績	計画
身体障害者	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人
知的障害者	1 人	0 人	2 人	1 人	3 人
精神障害者	6 人	6 人	8 人	5 人	10 人
合 計	8 人	6 人	11 人	6 人	14 人

◆ 地域定着支援 計画・実績（月あたり） ◆

	27 年度		28 年度		29 年度
	計画	実績	計画	実績	計画
身体障害者	0 人	1 人	0 人	2 人	0 人
知的障害者	1 人	1 人	1 人	5 人	1 人
精神障害者	3 人	9 人	4 人	49 人	5 人
合 計	4 人	11 人	5 人	56 人	6 人

【見込み・方向性】

計画相談支援は、障害福祉サービス等の利用に際して必要であることから、今後とも増加するものと見込みました。

地域移行支援と地域定着支援は、福祉施設や精神病床から地域生活への移行を促進するため、一定数の利用を見込みました。

◎ 計画相談支援 見込量（月あたり） ◎

		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)
身体障害者	利用者数	243 人	255 人	267 人
知的障害者	利用者数	725 人	760 人	797 人
精神障害者	利用者数	666 人	699 人	733 人
障害児	利用者数	33 人	33 人	33 人
合 計	利用者数	1,667 人	1,747 人	1,830 人

◎ 地域移行支援 見込量（月あたり） ◎

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
身体障害者	利用者数	4人	4人	4人
知的障害者	利用者数	2人	2人	2人
精神障害者	利用者数	5人	5人	5人
合 計	利用者数	11人	11人	11人

◎ 地域定着支援 見込量（月あたり） ◎

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
身体障害者	利用者数	2人	2人	2人
知的障害者	利用者数	8人	8人	8人
精神障害者	利用者数	20人	21人	22人
合 計	利用者数	30人	31人	32人

【見込量確保のための方策】

計画相談支援は、障害特性や個別の事情などに応じた支援を行うことができるよう、質的な向上を働きかけていくとともに、積極的な利用を促進していきます。

地域移行支援・地域定着支援は、当事者のニーズに適切に対応できるよう、相談員の研修を充実するとともに、在宅サービスなどの一体的な提供に努めていきます。

第5章 障害児福祉計画の展開

1. 成果目標

1) 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方】

◆ 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

◆ 保育所等訪問支援の充実

各市町村に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

◆ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とし、市町村ごとに目標を設定する。

◆ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成30年度（2018年度）末までに、各都道府県、各圏域及びすべての市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

【本市の現状・考え方】

平成29年4月に東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」を整備し、児童発達支援センターとして第一はばたき園（児童発達支援・保育所等訪問支援）、第二はばたき園（医療型児童発達支援）を設置し、第一はばたき園においては定員の拡充を図りました。また、発達障害の療育拠点として発達障害支援センターPALを設置しています。今後も引き続き、障害児支援の中核的な役割を果たす施設として、一層の機能・体制などを充実し、障害児の地域社会への参加などを促進していきます。

重症心身障害児については、実態やニーズなどを把握しつつ、既存の事業所などの充実・質の向上に努めるとともに、自立支援協議会や大阪府の重症心身障害児者地域ケアシステムなどと協議し、平成30年度（2018年度）末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置することを目指します。

【成果目標】

	32 年度 (2020 年度)	考え方
児童発達支援センター	1 か所	設置済（24 年 4 月に旧療育センター内に開設し、29 年 4 月障害児者支援センター「レピラ」に移転）
保育所等訪問支援の充実	2 か所	設置済
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1 か所	定員 5 人の事業所で、週 1 日利用するものとして設定 （放課後等デイサービス 1 か所設置済）
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	5 か所	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置	30 年度（2018 年度）末までに設置

2. 障害福祉サービス（障害児）

1) 訪問系サービス（再掲）

	対象者・事業概要
居宅介護 （ホームヘルプ）	☞障害のため、日常生活を送るのに支障がある児童。 ○自宅で入浴や排泄、食事の介護などのサービスを提供。
同行援護	☞視覚障害のある児童。 ○外出時において、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を提供。
行動援護	☞常に介護を必要とする知的障害のある児童及び精神障害のある児童。 ○危険を回避するために外出時の移動中の介護などのサービスを提供。

【現状と課題】

28～29 頁参照

◆ 訪問系サービス 計画・実績（実利用者数・月平均利用時間） ◆

	27 年度		28 年度		29 年度
	計画	実績	計画	実績	計画
居宅介護 （ホームヘルプ）	60 人 1,105 時間	49 人 676 時間	70 人 1,290 時間	43 人 464 時間	80 人 1,474 時間
同行援護	5 人 124 時間	5 人 50 時間	6 人 149 時間	4 人 36 時間	7 人 173 時間
行動援護	15 人 506 時間	14 人 411 時間	17 人 573 時間	15 人 299 時間	20 人 674 時間

【見込み・方向性／見込量確保のための方策】

30～31 頁参照

◎ 訪問系サービス 見込量（月あたり） ◎

		30 年度 （2018 年度）	31 年度 （2019 年度）	32 年度 （2020 年度）
居宅介護 （ホームヘルプ）	利用者数	50 人	60 人	70 人
	利用時間	650 時間	780 時間	910 時間
同行援護	利用者数	3 人	3 人	3 人
	利用時間	52 時間	52 時間	52 時間
行動援護	利用者数	17 人	18 人	19 人
	利用時間	456 時間	482 時間	509 時間

2) 居住系サービス（再掲）

	対象者・事業概要
短期入所 (ショートステイ)	☞ 介護者が病気の場合などの理由により、障害児入所施設などへの短期間の入所が必要な児童。 ○ 障害児入所施設などで、入浴、排せつ、食事の介助などのサービスを提供。

【現状と課題】

39 頁参照

◆ 居住系サービス 計画・実績（実利用者数・月平均利用日数） ◆

	27 年度		28 年度		29 年度
	計画	実績	計画	実績	計画
短期入所 (ショートステイ)	60 人	104 人	70 人	86 人	80 人
	480 日	362 日	560 日	264 日	640 日

【見込み・方向性／見込量確保のための方策】

40～41 頁参照

◎ 居住系サービス 見込量（月あたり） ◎

		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)
短期入所 (ショートステイ)	利用者数	80 人	80 人	80 人
	利用日数	345 日	345 日	345 日

3. 障害児通所支援

1) 児童発達支援等

	事業概要
児童発達支援	○就学前の児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。
医療型児童発達支援	○肢体不自由のある児童について、児童発達支援及び治療を行う。
居宅訪問型児童発達支援 〔新規事業〕	○重度の障害等のため、外出が著しく困難な障害児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行う。
放課後等デイサービス	○就学している児童について、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活技能の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。
保育所等訪問支援	○保育所等（保育所（園）、幼稚園、小学校等の集団生活を営む施設）を利用中、または今後利用する予定の児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援員が訪問し、集団の中で安定した生活ができるよう支援する。

【現状と課題】

児童発達支援は、利用者・利用日数ともに計画を下回っています。

医療型児童発達支援は、ほぼ計画通りの利用があり、利用日数も計画を上回っています。

放課後等デイサービスは、利用者・利用日数ともに計画を下回っています。

保育所等訪問支援は、わずかな利用にとどまっています。

◆ 児童発達支援等 計画・実績（実利用者数、月平均利用日数・平均訪問回数） ◆

	27 年度		28 年度		29 年度
	計画	実績	計画	実績	計画
児童発達支援	221 人	217 人	271 人	235 人	271 人
	1,533 日	1,484 日	2,125 日	1,603 日	2,223 日
医療型 児童発達支援	35 人	38 人	35 人	34 人	35 人
	192 日	279 日	192 日	274 日	192 日
放課後等 デイサービス	718 人	543 人	962 人	620 人	1,289 人
	9,051 日	6,398 日	13,214 日	7,670 日	19,292 日
保育所等 訪問支援	20 回	1 回	20 回	1 回	20 回

【見込み・方向性】

児童発達支援は、第4期の利用実績を勘案して、増加するものとして見込みました。

医療型児童発達支援は、一定のニーズがあると想定しました。

放課後等デイサービスは、第4期の利用実績を勘案し、増加すると見込みました。

居宅訪問型児童発達支援は、新規事業であることから、今後、重症心身障害など重度障害児のニーズ把握などを行いつつ、事業の展開に向けて、事業者などと調整していきます。

保育所等訪問支援は、平成30年4月から乳児院や児童養護施設に入所中の児童も対象となったことなどにより、今後、ニーズが高まると想定して見込みました。

◎ 児童発達支援等 見込量（利用者数・利用日数・訪問回数） ◎

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
児童発達支援	利用者数	274人	290人	306人
	利用日数	2,421日	2,555日	2,697日
医療型 児童発達支援	利用者数	38人	40人	42人
	利用日数	291日	308日	325日
居宅訪問型 児童発達支援	訪問日数	17日	19日	21日
放課後等 デイサービス	利用者数	825人	904人	990人
	利用日数	10,124日	11,090日	12,148日
保育所等 訪問支援	訪問回数	4回	7回	10回

【見込量確保のための方策】

児童発達支援は、国等の方針や動向を踏まえながら、広く情報提供を行うこと等により、多様な事業者の参入や既存事業者の事業拡充を促進していきます。また、サービスの利用促進に向けて、引き続き制度の周知等を充実します。

居宅訪問型児童発達支援は、新規事業であることから、今後、重度障害児のニーズ把握などを行いつつ、事業の展開に向けて、事業所に働きかけていきます。

放課後等デイサービスは、事業所連絡会等を通じて、適切な支援の提供や事業運営ができるよう情報交換や、市内事業所を訪問し、支援内容の把握に努めるなど、「療育の質の確保」に取り組めます。

2) 障害児相談支援等

	対象者・事業概要
障害児相談支援	☞障害児通所支援を利用する児童 ○障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児またはその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案し、「障害児支援利用計画案」を作成し、通所給付決定が行われた後に関係者との連絡調整等を行うとともに、「障害児支援利用計画」を作成する。
計画相談支援 (障害児・再掲)	☞障害福祉サービスを利用する児童 ○支給決定または支給決定の変更前にサービス等利用計画案を策定。支給決定または変更後、サービス事業者などとの連絡調整、計画の作成を実施。
関連分野を調整するコーディネーターの配置	○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に、平成30年度(2018年度)末までに、関連分野の支援を調整するコーディネーター(相談支援専門員・訪問看護師等)を少なくとも1名配置することを検討する。

【現状と課題】

障害児相談支援・計画相談支援(障害児)は、障害児通所支援等の利用に際して必要となりますが、利用者は計画を下回っています。

◆ 障害児相談支援等 計画・実績(月利用人数) ◆

	27年度		28年度		29年度
	計画	実績	計画	実績	計画
障害児 相談支援	984人	611人	1,278人	823人	1,605人
計画相談支援 (障害児・再掲)	10人	2人	30人	6人	50人

【見込み・方向性】

障害児相談支援・計画相談支援は、障害児通所支援等の利用に際して必要となることから、一定のニーズがあると見込みました。

関連分野を調整するコーディネーターは、日常生活において医療依存度の高い「医療的ケア児」(医療依存度の高い重症心身障害児)が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うものとされています。今後、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に、平成30年度末まで

に関連分野の支援を調整するコーディネーターが配置されるよう取り組んでいきます。

◎ 障害児相談支援等 見込量（利用者数・利用日数・訪問回数） ◎

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
障害児相談支援	利用者数	1,047人	1,143人	1,248人
計画相談支援 (障害児・再掲)	利用者数	33人	33人	33人
コーディネーター	人数	1人	1人	1人

【見込量確保のための方策】

広く情報提供を行うこと等により、多様な事業者の参入を促進します。

大阪府が実施する従事者養成講座等について、市内事業者への情報提供や受講促進を行います。

障がい児通所支援施設事業所連絡会相談支援部会等を通じ、事業者間や関係機関との連携体制の強化を図り、事業の実施のために必要な情報を共有するとともに、知識技術の向上を図るなど、人材育成等による質の向上に努めます。

関連分野を調整するコーディネーターは、今後、コーディネーターの養成に向けた研修などが開始されることから、関連する事業所に相談支援専門員等の参画を働きかけ、人材の確保、協議の場への配置を目指します。

4. 子ども・子育て支援事業（一部）

障害児に関連する計画・事業として、「東大阪市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年3月）があります。

1) 就学前児童の学校教育・保育

	対象者・事業概要
就学前児童の学校教育・保育	○就学前児童を対象に、保育所（園）や幼稚園、認定こども園などにおいて、保育または教育を行う。

【就学前児童の学校教育・保育 需要量】

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)
就学前児童の 学校教育・保育	0～2歳	9,238人	9,127人
	3～5歳	11,050人	10,836人

【確保方策】

公立の再編や民間保育園による定員の拡充、小規模保育事業の展開などにより、確保されるものと想定しています。

2) 延長保育（時間外保育）事業

	対象者・事業概要
延長保育（時間外保育）事業	○保育標準時間1日11時間を超える利用について、保育所（園）・認定こども園等で保育を行う。

【延長保育（時間外保育）事業 需要量】

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)
延長保育（時間外保育）事業	利用児童数	1,785人	1,756人

【確保方策】

現在の供給量が需要量を上回っています。

3) 留守家庭児童育成事業

	対象者・事業概要
留守家庭児童育成事業	○下校後、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を預かり、児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、児童の健全な育成を図る。

【留守家庭児童育成事業 需要量】

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)
留守家庭児童育成事業	低学年	2,505人	2,416人
	高学年	1,145人	1,108人
	合 計	3,650人	3,524人

【確保方策】

各小学校の余裕教室の有効活用などを推進しながら、施設整備などを進めていきます。

4) 地域子育て支援拠点事業

	対象者・事業概要
地域子育て支援拠点事業	○公共施設や保育所（園）などの地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施。

【地域子育て支援拠点事業 需要量】

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)
地域子育て支援拠点事業	施設数	23か所	24か所
	利用回数	73,548回	72,660回

【確保方策】

子育て支援センターやつどいの広場を活用し、子育て中の保護者及びその子どもに対して、子育て相談や関連情報の提供や交流の場の提供等を行います。

5) 一時預かり事業

	対象者・事業概要
一時預かり事業	○幼稚園型…幼稚園・認定こども園の在園児を対象に、預かり保育を実施する。 ○一般型・就労型…主に就労しているが、保育所（園）に入所できない場合や不定期の就労に対応し、既存の保育所（園）や認定こども園などで受け入れを行う ○一般型・リフレッシュ型…主に在宅で子育てされている方を対象に、保育所（園）や民間企業・大学などさまざまな拠点で実施。

【一時預かり事業 需要量】

		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)
一時預かり事業	幼稚園型	49,361 日	48,404 日
	一般型	69,073 日	68,156 日

【確保方策】

既存施設での受け入れ枠の拡充や公共施設等の空きスペース等の利用について検討します。

6) 乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

	対象者・事業概要
乳幼児家庭全戸訪問事業	○生後4か月までの乳幼児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行う。 ○親子の心身の状況や養育環境などを把握し、支援が必要な家庭を適切なサービスへつなげる。

【乳幼児家庭全戸訪問事業 需要量】

	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)
乳幼児家庭全戸訪問事業	3,200 人	3,200 人

【確保方策】

現在の供給量で充足しています。

7) 養育支援訪問事業

	対象者・事業概要
養育支援訪問事業	○さまざまな要因で育児上の困難を抱える家庭を対象に、相談支援や育児・家事援助などを行う。

【養育支援訪問事業 需要量】

	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)
養育支援訪問事業	50人	50人

【確保方策】

現在の供給量で充足しています。

第6章 障害者・障害児 関連事業

1. 地域生活支援事業

1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

	事業概要
理解促進研修・啓発事業	○障害者が日常生活及び社会生活をする上で生じる社会的障壁をなくすため、「ふれあいのつどい」等を実施するなど、地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを実施。
自発的活動支援事業	○障害者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援。

【現状と課題】

市内の障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所及び障害者団体等で構成している東大阪市障害福祉キャンペーン実行委員会により、ふれあいのつどい及び障害者週間に合わせて駅頭キャンペーンを実施し、障害理解啓発に努めています。

また、平成28年度までは高井田障害者センターで（身体）障害者福祉センターB型事業として、平成29年度からは東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」地域交流にて社会参加促進事業や文化教室、啓発事業等の障害者理解促進する事業を実施しています。

◆ 理解促進研修・啓発事業等 計画・実績（実施の有無） ◆

	27年度		28年度		29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有	有	有	有	有	有

【見込み・方向性】

平成30年度（2018年度）以降も、市民の障害に対する理解を深めるため、東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」地域交流と連携しながら、理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業を実施します。

◎ 理解促進研修・啓発事業等 見込量（実施の有無）◎

		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)
理解促進研修・啓発事業	実施 有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施 有無	有	有	有

2) 相談支援事業

	事業概要
障害者相談支援事業	○障害者の地域での生活を支援するため、情報提供や関係機関との連絡調整、権利擁護などの相談を実施。
在宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	○賃貸契約による一般住宅への入居に当たって、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等の支援を実施。また、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援。
基幹相談支援センター	○地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援事業者との連携やネットワークの強化を図り、地域全体の相談支援体制の充実を図る。
障害児等療育支援事業	○在宅の障害児や知的障害者などを対象に、地域生活を支えるため、訪問や外来などにより、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実などを図る。

【現状と課題】

平成 29 年 4 月に基幹相談支援センターを設置。平成 29 年 10 月、各リージョン地域担当制の委託相談支援センターを設置。地域における相談支援の強化とネットワークの構築を図っていきます。在宅入居等支援事業に関しても委託相談支援センターにて実施しています。

◆ 相談支援事業 計画・実績 ◆

	27 年度		28 年度		29 年度
	計画	実績	計画	実績	計画
障害者相談支援事業	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	8 か所
在宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター	0 か所	0 か所	1 か所	0 か所	1 か所
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有	有	有	有	有
障害児等療育支援事業	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

【見込み・方向性】

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、専門的な相談員を配置し、地域における相談支援事業者などに専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みなどを実施するため、基幹相談支援センター等機能強化事業を実施します。障害児等療育支援事

業については、基幹相談支援センターにて実施をします。在宅入居等支援事業（居住サポート事業）は、引き続き委託相談支援センターにて実施します。

◎ 相談支援事業 見込量（実施の有無） ◎

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
障害者相談支援事業	実施 箇所数	8 か所	8 か所	8 か所
在宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施 有無	有	有	有
基幹相談支援センター	実施 有無	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施 有無	有	有	有
障害児等療育支援事業	実施 箇所数	1 か所	1 か所	1 か所

3) 成年後見制度利用支援事業等

	事業概要
成年後見制度利用支援事業	○知的障害または精神障害によって判断能力が十分でない状態にある方に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図る。市長申立てを対象に事業を実施。
成年後見制度 法人後見支援事業	○後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保や、法人後見の活動の支援を推進。

【現状と課題】

成年後見制度利用支援事業は、年度ごとに利用にバラツキがあります。

◆ 成年後見制度利用支援事業等 計画・実績 ◆

	27 年度		28 年度		29 年度
	計画	実績	計画	実績	計画
成年後見制度利用支援事業	14 人	20 人	17 人	14 人	20 人
成年後見制度 法人後見支援事業	有	有	有	有	有

【見込み・方向性】

成年後見制度の利用を促進するため、一定のニーズがあるものとして見込みました。

◎ 成年後見制度利用支援事業等 見込量 ◎ (年間)

		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)
成年後見制度利用支援事業	利用者数	20 人	21 人	22 人
成年後見制度 法人後見支援事業	実施 有無	有	有	有

4) 意思疎通支援事業

	事業概要
意思疎通支援事業	○手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳などによる支援事業を実施。手話通訳者養成研修事業、要約筆記者養成研修事業、盲ろう者通訳・介助者派遣事業及び同養成研修事業を府と市の共同で実施。

【現状と課題】

手話通訳者派遣事業は、年度ごとに利用にバラツキがありますが、一定のニーズがあります。

要約筆記者派遣事業は、ニーズはありますが、利用のない月があります。

手話通訳者設置事業は、計画通り配置しています。

手話奉仕員養成研修事業は、実施していません。

◆ 意思疎通支援事業 計画・実績（年間実利用人数・設置者・修了者） ◆

	27 年度		28 年度		29 年度
	計画	実績	計画	実績	計画
手話通訳者派遣事業	74 件	56 件	77 件	79 件	80 件
要約筆記者派遣事業	3 件	2 件	4 件	3 件	5 件
手話通訳者設置事業	5 人	5 人	6 人	6 人	7 人
手話奉仕員養成研修事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【見込み・方向性】

今までの実績を踏まえつつ、ニーズに対応して、手話通訳者や要約筆記者の派遣や、手話通訳者の配置、手話奉仕員の養成を展開します。また、手話通訳者や要約筆記者養成研修事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業など、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修については、大阪府などと共同して実施していきます。

◎ 意思疎通支援事業 見込量（年間） ◎

		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)
手話通訳者派遣事業	実利用件数	633 件	693 件	765 件
	実利用時間	950 時間	1,039 時間	1,147 時間
要約筆記者派遣事業	実利用件数	4 件	5 件	6 件
	実利用時間	5 時間	6 時間	7 時間
盲ろう者向け通訳・ 介助員養成派遣事業	実利用件数	1,050 件	1,075 件	1,100 件
	実利用時間	4,200 時間	4,300 時間	4,400 時間
手話通訳者設置事業	設置者数	6 人	6 人	6 人
手話奉仕員 養成研修事業	修了者数	0 人	20 人	40 人
手話通訳者 養成研修事業	登録試験 合格者数	16 人	16 人	16 人
	実養成講習 修了見込者数	80 人	80 人	80 人
要約筆記者 養成研修事業	登録試験 合格者数	5 人	5 人	5 人
	実養成講習 修了見込者数	20 人	20 人	20 人
盲ろう者向け通訳・ 介助員養成研修事業	実養成講習 修了見込者数	30 人	30 人	30 人

5) 日常生活用具給付等事業

	事業概要
日常生活用具給付等事業	○障害者の日常生活上の便宜を図るため、用具の給付等を実施。独自に増やしている品目を継続するとともに、年々開発が進む福祉用具など、必要な品目の導入を検討。

【現状と課題】

情報・意思疎通支援用具は、計画を上回って利用されていますが、その他の日常生活用具は計画を下回っています。

◆ 日常生活用具給付等事業 計画・実績（年間給付等件数） ◆

	27年度		28年度		29年度
	計画	実績	計画	実績	計画
介護・ 訓練支援用具	116 件	67 件	124 件	45 件	133 件
自立生活 支援用具	158 件	143 件	166 件	136 件	174 件
在宅療養等 支援用具	168 件	139 件	183 件	107 件	198 件
情報・意思疎通 支援用具	153 件	192 件	153 件	194 件	153 件
排泄管理支援用具	12,819 件	13,954 件	13,189 件	12,443 件	13,569 件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	28 件	18 件	30 件	18 件	32 件

【見込み・方向性】

平成30年度（2018年度）以降も、当事者のニーズに応じて日常生活用具給付等事業を実施します。

◎ 日常生活用具給付等事業 見込量（年間） ◎

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
介護・訓練支援用具	利用件数	57件	64件	72件
自立生活支援用具	利用件数	140件	142件	145件
在宅療養等支援用具	利用件数	116件	121件	126件
情報・意思疎通支援用具	利用件数	227件	245件	265件
排泄管理支援用具	利用件数	13,280件	13,719件	14,172件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	利用件数	18件	18件	19件

6) 移動支援事業

	事業概要
移動支援事業	○ガイドヘルプサービスにより余暇活動などの社会参加が円滑に行えるよう支援。

【現状と課題】

移動支援事業は、身体障害者は利用者数が計画を上回っていますが、利用時間などは計画を下回っています。

サービス提供基盤の整備として、ガイドヘルパー人材不足のためのヘルパー確保に向けた支援策を講じる必要があります。

◆ 移動支援事業 計画・実績（実利用者数・月平均利用時間） ◆

	27年度		28年度		29年度
	計画	実績	計画	実績	計画
身体障害者	460人	645人	470人	621人	481人
	11,310時間	9,032時間	12,699時間	8,580時間	14,257時間
知的障害者	1,109人	843人	1,147人	871人	1,186人
	17,352時間	13,860時間	20,342時間	13,158時間	23,847時間
精神障害者	525人	352人	560人	406人	600人
	3,701時間	3,460時間	3,948時間	3,670時間	4,230時間
障害児	427人	224人	464人	189人	506人
	4,305時間	2,683時間	4,741時間	1,750時間	5,161時間
合 計	2,521人	2,064人	2,641人	2,087人	2,773人
	36,718時間	29,035時間	41,730時間	27,158時間	47,495時間

【見込み・方向性】

移動支援事業は、ニーズに対応して実施していきます。

◎ 移動支援事業 見込量（月あたり） ◎

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
身体障害者	利用者数	623人	635人	647人
	利用時間	9,861時間	10,048時間	10,238時間
知的障害者	利用者数	967人	1,019人	1,073人
	利用時間	13,489時間	14,211時間	14,973時間
精神障害者	利用者数	500人	555人	616人
	利用時間	4,144時間	4,600時間	5,106時間
障害児	利用者数	189人	189人	189人
	利用時間	1,750時間	1,750時間	1,750時間
合 計	利用者数	2,279人	2,398人	2,525人
	利用時間	29,244時間	30,609時間	32,067時間

7) 地域活動支援センター事業

	事業概要
地域活動支援センター事業	○地域活動支援センターⅠ型……主に精神障害者の日中活動の場として機能。専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施。 ○地域活動支援センターⅡ型……機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。かつてのデイサービスのようなもので、入浴ができ、くつろげる場として機能。 ○地域活動支援センターⅢ型……地域の小規模（福祉）作業所等から移行したものが中心。

【現状と課題】

地域活動支援センターは、身近な地域での活動の場として、一定のニーズがあります。

◆ 地域活動支援センター事業 計画・実績（実施か所数、年間実利用者数） ◆

	27 年度		28 年度		29 年度
	計画	実績	計画	実績	計画
地域活動支援センター	19 か所	19 か所	19 か所	19 か所	19 か所
	129 人	97 人	129 人	93 人	129 人

【見込み・方向性】

身近な地域の活動の場として、事業を継続していきます。

◎ 地域活動支援センター事業 見込量（実施か所数、年間実利用者数） ◎

		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)
地域活動支援センター	か所数	19 か所	19 か所	19 か所
	利用人数	108 人	108 人	108 人

8) 日中一時支援事業

	事業概要
日中一時支援事業 (日中短期入所事業)	○短期入所（ショートステイ）の事業所等が行う日中のみのサービス。

【現状と課題】

日中一時支援は、利用者・利用日数とも計画を上回っています。

◆ 日中一時支援事業 計画・実績（年間実利用者数・延べ日数） ◆

	27年度		28年度		29年度
	計画	実績	計画	実績	計画
日中一時支援事業	130 人	140 人	130 人	136 人	130 人
	2,100 日	3,407 日	2,100 日	4,504 日	2,100 日

【見込み・方向性】

放課後等デイサービス事業や地域活動支援センター事業などの利用などを勘案し、減少するものと見込みました。

◎ 日中一時支援事業 見込量（年間） ◎

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
日中一時支援事業	利用者数	128 人	124 人	121 人
	延べ日数	2,884 日	2,799 日	2,716 日

2. 障害者関連施策の展開

1) 障害者等に対する虐待の防止

障害者の自立や社会参加を支援し、障害者の権利・利益を擁護するため、障害者福祉施設や障害福祉サービス事業者の職員は、障害者への虐待を防止するとともに、虐待を受けたと思われる障害者を発見した際に通報することが義務づけられています。

障害者への虐待として、① 身体的虐待、② 性的虐待、③ 心理的虐待、④ 放棄・放置、⑤ 経済的虐待があり、刑事罰の対象になる場合もあります。

このため、福祉施設などでは、虐待防止のための責任者の明確化、虐待防止委員会の設置をはじめとする体制の整備、防止ツール（マニュアル・チェックリスト等）の整備、従事者に対する研修の実施などが行われています。

しかしながら、現実的には、職員などの人権意識の欠如、障害特性の無理解、専門的知識の不足や支援技術の未熟、スーパーバイザーの不足などにより虐待事案が報告されています。

そこで、虐待防止や人権意識を高めるための研修、障害特性を理解し適切に支援ができるような知識や技術を獲得するための研修など、人材育成をより一層充実するとともに、風通しの良い職場づくりを進めていくことが求められています。

また、虐待の防止や早期発見に向け、苦情解決制度や福祉サービス第三者評価などを活用することが求められています。さらに、虐待の予防、早期発見、見守りにつながる地域の見守りネットワークを構築し、積極的に参加することが必要とされています。

一方、自ら権利を擁護することに困難を抱える障害者などに対し、成年後見制度の周知徹底を図るとともに、成年後見制度利用支援事業の利用を促進していきます。

2) 意思決定支援の促進

障害のある人への支援は、自己決定の尊重であることが基本です。しかしながら、自ら意思決定をすることに困難を抱える障害のある人が多くいます。このため、日常生活や社会生活に関して、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、可能な限り本人が意思決定できるよう支援し、本人の意思を確認したり、意思・選好を推定したりするなど、支援を尽くすことが必要とされています。具体的には、本人の自己決定に必要な情報を理解できるように工夫して行うとともに、絵や現物などから選ぶなど、本人が安心して自由に意思表示できるよう努めることが求められます。

このようなことから、事業者がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際の障害者の意思決定支援についての考え方を整理し、相談支援や施設入所支援などの障害福祉サービスの現場において意思決定支援がより具体的に行われ、障害者の意思を尊重した質の高いサービスが提供されるよう、「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」が策定されています。

そして、このガイドラインを基に、事業者は意思決定支援責任者を配置し、本人や家族、成年後見人などを通じて、本人の意思・選好、判断能力、自己理解、心理的状況、

人的・物理的環境などを適切にアセスメントし、本人の意思や最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画や個別支援計画を作成し、本人の意思決定に基づくサービス提供を働きかけていきます。

3) スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動支援による社会参加等の促進

スポーツやレクリエーション、芸術文化活動等を通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人の権利であり、障害者の活動を支援していくことは、その社会参加を進め、障害の有無にかかわらず人々がお互いを尊重しながら共生する社会を実現していく上で非常に重要な意義があります。

障害者スポーツ・レクリエーションへの参加を通して、コミュニケーションの機会を生み出し、共通の趣味を持つ仲間を作ることによって生活の基盤となる地域体制づくりを進めます。また、活動に取り組む姿は、障害者に対する理解向上にもつながると考えられます。

一方で、障害者の芸術活動の中からは、既存の価値観にとらわれない芸術性が国内外において高い評価を受けるような事例も数多く出てきており、障害者が生み出す芸術作品は、これまでの芸術の評価軸に影響を与え、芸術の範囲に広がりや深まりを持たせ得るという点で、芸術文化の発展に寄与する可能性を有しています。

身近な地域の中で、障害者本人やその家族、地域住民などによる自発的な活動を支援するとともに、活動を支援する福祉サービス事業所や特別支援学校等の関係者によるネットワークの形成の構築など、人材交流に努めていきます。

さらに、事業者などと連携し、スポーツ・レクリエーションイベントの機会を増やしたり、活動場所の提供や、障害者の芸術活動を支える人材の発掘などに努めます。

4) 障害を理由とする差別の解消の推進

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）では、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、または提供にあたって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けるなどにより、障害者の権利利益を侵害することが禁止されています。

「正当な理由」とは、「障害を理由とする取扱いが客観的にみて正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言えるもの」ととらえられています。しかしながら、障害の特性や、現に障害者がおかれている状況などにより、異なることが考えられます。

一方では、障害者にとって社会的障壁を除去することが必要な場合には、その実施に伴う負担が過重でない時は、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮を行うことが必要とされています。なお、合理的配慮についても、障害特性や具体の状況などにより異なり、多様かつ個別性の高いものであると想定されます。

このため、障害福祉サービスや各種機会の提供などに際しては、障害の特性や性別・年齢・状態などを配慮し、建設的な対話などにより相互理解を図り、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応することが求められています。

また、「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」などを参考に、職員研修の実施を促進していきます。あわせて、合理的配慮として、物理的環境や意思疎通への配慮などの徹底などを進めていきます。

5) 事業所での利用者の安全確保の取り組みや研修等の充実

障害者福祉施設などにおける安全管理を徹底するため、来訪者の予定などに関する情報共有化や、安全確保・緊急の避難場所・連絡方法などに関する共通理解などを進めることが必要とされています。

また、警察をはじめ、地域の自治会や民生委員・児童委員などと安全などに関する情報の共有や連携をし、防犯や防災のための避難訓練などを実施することが必要とされています。

このため、福祉施設などが日常の安全管理や緊急時の対応、近隣地域との関わり・危険箇所の把握などに関する職員研修などを充実するよう、支援・促進します。また、地域との情報共有体制の構築や連携に向けて支援していきます。

6) 依存症問題に取り組む民間団体活動の支援の推進

アルコール健康障害対策推進基本計画等に沿ってアルコール依存症を含むアルコールに関連する問題の改善に取り組む民間団体活動、薬物依存症の当事者及び家族が健康的な生活を営むことができるよう薬物依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体活動、ギャンブル等依存症の当事者及び家族が健康的な生活を営むことができるようギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体活動、それぞれの活動の支援を推進していきます。

7) (仮称) 東大阪市手話言語条例の制定

平成18年に国連で採択された障害者権利条約において、音声言語だけでなく、手指や体、表情を使って視覚的に表現する手話についても「言語」であることが明記されました。それを受けて、平成23年に改正された「障害者基本法」(第3条)においては、手話を言語として位置づけるとともに、すべての障害者が、意思疎通のための手段について選択の機会が確保され、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られる共生社会の実現を目指すことが規定されました。

本市では、昭和49年に手話通訳員を福祉事務所に設置し、市民向けの手話講座を開催、昭和58年には手話通訳派遣制度をスタートする等、聴覚障害者への支援を行ってきました。しかし、手話が日常の様々な場面で広く普及し、ろう者が不便を感じることなく、安心して暮らすことのできる共生社会の実現には至っていません。今後、ろう者

と手話に対する理解を深め、手話を学び使用することで、誰もが地域社会に参加できる環境づくりを進めていく必要があります。本市では、本計画期間内に「(仮称)手話言語条例」を制定し、手話が言語である認識の普及と、手話の普及のための施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

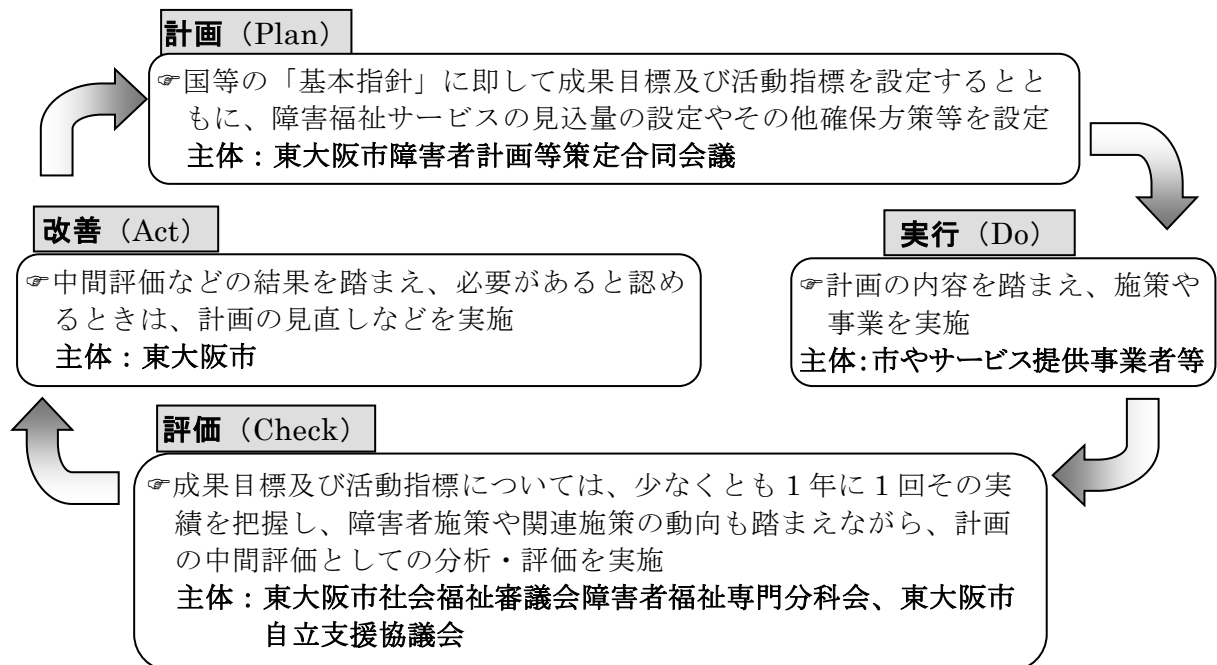
第7章 計画を推進するために

1) PDCA サイクルの充実～計画の点検・評価・改善～

本計画の進捗状況については、活動指標として設定した各分野におけるサービス量等の把握を行った上で、成果目標の進捗状況やその背景等について分析し、成果目標の達成に向けた今後の取組の検討を行うものとします。

これらの進捗状況の把握及び検証については、行政内部での点検や分析を行ったうえ、東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会及び東大阪市自立支援協議会において、PDCA サイクルを導入し、定期的に点検・評価を行うなど、施策の充実・見直しについての意見を求め、必要な具体的改善措置などの検討を行います。

《PDCA サイクルによる点検・評価のイメージ》



2) 計画の広報・周知の充実～障害に関する理解の促進～

障害者団体をはじめ、さまざまな市民団体や各種団体に対して、本計画及び障害者プラン等を広報・周知することにより、情報を得にくい障害者等にも周知できるよう協力を求めています。

また、PDCA サイクルによる点検・評価結果をはじめ、障害者施策に関する情報を公開し、広く市民に周知するよう努めるとともに、障害者団体との意見交換等、さまざまな方法により、幅広い市民意見の把握に努めます。

さらに、障害に関する市民の理解を深め、障害者の社会参加を促進するため、学校教育や生涯学習をはじめ、さまざまな機会や場を活用し、啓発活動を進めます。

3) 地域共生社会の構築～地域との関係づくり～

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指すものです。

現在、本市では、障害者をはじめ、生活に困難や不安を抱える方などを、日常的に支えるための仕組みづくりなどが展開されています。しかしながら、地域では、少子高齢化や世帯構成の多様化などにより、複合的な課題やニーズを抱える人・世帯などが増えてきており、安心して生活できるよう、地域や事業者などとの連携を図り、生活全般にわたるケアプランを作成し、それに基づいた支援が求められるようになってきています。

このため、今後、地域を基盤に、住民、保健福祉の関係者、行政が一体となって、多様な課題を抱える人の早期発見・早期ケアに取り組むための包括的相談支援体制を構築することが必要とされています。そこで、『我が事・丸ごと』の理念を受け、生活の基盤である「地域」に関して、障害者のみならず、誰もが安心して生活できるよう、今後の「地域支援システム」のあり方・あるべき姿を住民と一緒に考え、創っていくことに努めます。

4) サービス提供・相談窓口等の充実

住み慣れた地域で安心して安全に生活を送るためには、本計画に基づき、障害のある人のニーズに応え、それぞれの実情に対応して、必要かつ適切なサービスが提供されることが必要不可欠です。

このため、障害のある人のニーズに応え、適切なサービスが提供されるよう、市内の障害福祉サービス事業所などに対して見込量の確保・充実に向けて連携・調整を図っていきます。また、介護保険サービスなど他のサービス事業者に対しても障害福祉分野への参入を働きかけていきます。なお、現在市内で提供されていないサービスなどについては、近隣市町や関係機関などと連携して、引き続きサービスの提供を求めていくとともに、市内での事業展開を働きかけていきます。

また、障害福祉サービスの質の向上を図るため、「個別支援会議」等の開催を支援するとともに、大阪府が実施する各種研修などへの参加・参画などを事業者に働きかけていきます。

さらに、精神障害や重症心身障害、高次脳機能障害、発達障害など、さまざまな障害特性に対応するため、大阪府や事業所などと連携して、専門的知識や技術等習得のための研修の受講促進に努めます。

一方、地域生活支援事業については、利用者のニーズに対応した適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導・情報提供などに努めます。

また、障害のある人に対する相談は、障害の種類や程度など、一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応が必要です。

このためには、障害のある人が、さまざまなライフステージに応じて、身近な所で福祉制度や障害福祉サービスなどについての情報を得られ、サービスの利用に際して「自己選択」「自己決定」ができるよう、相談支援事業者のさらなる確保と連携の強化を図るとともに、スキルアップや情報提供など質的な充実を図ることが必要です。

そこで、相談支援事業における支援員の資質の向上を図るとともに、「地域生活支援拠点」の整備に向けて、引き続き推進していきます。

さらに、障害のある人自身のエンパワメントを生かし、自立と社会参加をより一層進めるため、障害のある人同士や家族同士の交流の場・機会を充実するなど、ピア活動やピアサポートの拡充を支援します。

5) 大阪府や関係機関等との連携強化

本計画の見込量の達成を図り、障害者総合支援法・児童福祉法に基づくさまざまな制度などのスムーズな運用、人材の確保や研修などによる知識や技能の向上を図るため、大阪府や関係機関等と協力・連携するとともに、積極的に国に対して提言や要望を行っていきます。また、質の高いサービスが提供できる事業者の確保のため施設や事業者に働きかけていきます。

障害福祉施策全般を円滑かつ着実に推進するため、社会福祉審議会をはじめ、保健・医療・福祉・就労・教育などさまざまな分野に係る会議や個別計画・事業の連携を図るとともに、当事者や関係機関・団体、関係者とのネットワークを強化します。

特に、市職員の「障害」に関する理解を高め、障害のある人の生活に関する対応をより一層充実するため、研修や情報共有などを充実します。



資料

東大阪市社会福祉審議会 条例

平成 17 年 1 月 21 日 東大阪市条例第 2 号

改正 平成 26 年 6 月 30 日条例第 28 号

平成 29 年 3 月 31 日条例第 8 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、本市に東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第 2 条 審議会は、法第 12 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の事項のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条に規定する事項を、同条の幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として調査審議する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了する時までとする。

(委員長の職務の代理)

第 4 条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項について審議会が会議を開く場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第 6 条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。

5 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行後最初に行われる審議会の会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成 26 年 6 月 30 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日条例第 8 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

東大阪市社会福祉審議会 規則

平成 17 年 1 月 31 日東大阪市規則第 1 号
 改正 平成 17 年 3 月 31 日規則第 27 号
 平成 24 年 3 月 29 日規則第 16 号
 平成 26 年 9 月 30 日規則第 51 号
 平成 29 年 3 月 31 日規則第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東大阪市社会福祉審議会条例（平成 17 年東大阪市条例第 2 号）第 7 条の規定に基づき、東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第 2 条 専門分科会及びその調査審議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
- (3) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (4) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉並びに母子保健に関する事項

2 審議会は、前項各号に定める専門分科会のほか、必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。

3 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）の所管に属する専門事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第 3 条 審議会は、障害者福祉専門分科会に次の各号に掲げる審査部会を置く。

- (1) 視覚障害審査部会
- (2) 聴覚障害等審査部会
- (3) 肢体不自由審査部会
- (4) 内部障害審査部会
- (5) 更生医療機関審査部会

2 審議会は、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる審査部会に身体障害者の障害の種別ごとに障害程度の審査に関する事項並びに身体障害者手帳に係る指定医の指定及び取消しに関する事項を、前項第 5 号に掲げる審査部会に更生医療を担当する医療機関の指定及び取消し並びに担当する医療の種類の変更に関する事項を、それぞれ調査審議させるものとする。

3 審査部会ごとに審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 審査部会長は、会務を掌理する。

5 審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審査部会の会議)

第 4 条 審査部会の会議は、審査部会長が招集し、審査部会長がその議長となる。

2 審査部会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

4 審議会は、前条第 2 項に定める事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 27 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日規則第 16 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 30 日規則第 51 号）抄

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 24 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 11 日から施行する。

東大阪市社会福祉審議会 委員名簿

平成 29 年 5 月 12 日現在（50 音順、敬称略）

氏 名	所属団体等
新崎 国広	大阪教育大学教育学部 教授
稲森 公嘉	京都大学大学院法学研究科 教授
井上 寿美	大阪大谷大学教育学部 准教授
江浦 保	東大阪市社会福祉協議会 会長
遠藤 加代子	東大阪市母子寡婦福祉会 副会長
大久保 芳明	東大阪市民健康づくり推進協議会 副会長
勝山 真介	東大阪市社会福祉事業団 東大阪市立障害児者支援センター長
岸本 光生	東大阪市議会議員
義之 清規	東大阪市民生委員児童委員協議会連合会 会長
坂本 ヒロ子	東大阪市手をつなぐ育成会 会長
潮谷 光人	東大阪大学子ども学部子ども学科 准教授
芝開 庸晃	東大阪市老人クラブ連合会 会長
関川 芳孝	大阪府立大学教育福祉学類 教授
高橋 茂之	東大阪労働組合総連合福祉保育労組、ひびき福祉会分会 書記長
滝川 峰子	東大阪市障害児・者福祉施設連絡会 会長
中川 千恵美	大阪人間科学大学社会福祉学科 教授
中西 英二	東大阪市人権擁護委員会 会計
永見 恵子	東大阪市自治協議会 会計
西島 善久	東大阪市高齢者介護施設会 会長
福田 美加	連合東大阪地区協議会 委員
松浦 隆	東大阪市校区福祉委員会連合会 委員長
松嶋 剛	東大阪市人権長瀬地域協議会 会長
松端 克文	桃山学院大学社会学部社会福祉学科 教授
松本 喜美子	東大阪市意岐部地域人権協会 会計監査
三星 昭宏	近畿大学名誉教授・関西福祉科学大学 客員教授
村岡 悠子	弁護士
森田 信司	東大阪市私立保育会 会長
山下 雅子	東大阪市身体障害者福祉協会 副会長
山田 祥隆	東大阪市福祉施設会 会長
山野 忠	東大阪労働団体連絡協議会 委員
吉田 聖子	東大阪市議会議員

東大阪市障害者計画等策定合同会議 設置要綱

(名称)

第 1 条 障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく、市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条の規定に基づく、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画の両計画を総称して、障害者計画等という。

(設置)

第 2 条 障害者計画等を策定するにあたり、地域の実情に即した実効性のある内容とするため、あらかじめ、サービスを利用する障害者等幅広い関係者より意見を聴取するために、東大阪市障害者計画等策定合同会議（以下「合同会議」という。）を設置する。

(目的)

第 3 条 合同会議は、両計画を策定するにあたり、次の各号に掲げる事項について意見集約することを目的とする。

- (1) 身体、知的、精神の三障害の一元化の下で、数値目標を含む障害福祉サービスの適切な基盤整備に関する事項
- (2) 地域生活移行や就労支援などを進める観点から、地域住民、企業など幅広い参加の促進、及び地域社会の理解を深めるための啓発・広報活動に関する事項
- (3) 福祉分野のみならず、教育、医療、雇用といった分野を超えた総合的取り組みの推進及び地域ネットワークの強化などに関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、両計画を策定するにあたり必要な事項

(組織)

第 4 条 合同会議は、次の各号に掲げる組織から委員を選出し、その委員を 23 名以内とする。

- (1) 東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会
- (2) 東大阪市自立支援協議会
- (3) 東大阪市障害者差別解消支援地域協議会
- (4) 東大阪市こころの健康推進連絡協議会
- (5) 東大阪市障害者計画等策定懇話会

(任期)

第 5 条 委員の任期は、当該計画策定が完了するまでとする。

(議長及び副議長)

第 6 条 合同会議には、議長及び副議長を置く。

2 議長は、東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の会長が任につくものとする。

3 副議長は、合同会議委員の互選により定め、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 合同会議は、議長が招集する。

(関係者の出席)

第 8 条 合同会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 合同会議の庶務は、福祉部障害者支援室障害施策推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、合同会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

東大阪市障害者計画等策定合同会議 委員名簿

平成29年4月1日現在（敬称略）

	所属団体等	氏 名
東大阪市社会 福祉審議会障 害者福祉専門 分科会	東大阪市手をつなぐ育成会 会長	坂本 ヒロ子
	東大阪大学子ども学部子ども学科 准教授	潮谷 光人
	東大阪市人権長瀬地域協議会 会長	松嶋 剛
	桃山学院大学社会学部社会福祉学科 教授	松端 克文
	東大阪市障害児・者福祉施設連絡会 会長	滝川 峰子
	東大阪市身体障害者福祉協会 副会長	山下 雅子
	東大阪労働団体連絡協議会 委員	山野 忠
東大阪市自立 支援協議会	相談支援事業者の代表 （障害者生活支援センターひびき）	比名 陽子
	障害当事者等のうち市長が定めるもの（公募委員）	地村 貴士
	指定障害福祉サービス事業者の代表 （社会福祉法人草の根共生会）	和泉 直貴
	社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団	今井 兼之
東大阪市障害 者差別解消支 援地域協議会	地域ケアに関する学識経験者（春の森法律事務所）	高橋 昌子
	阪本病院家族 SST 交流会	川邊 慶子
	東大阪市基幹相談支援センター	山崎 高義
東大阪市ここ ろの健康推進 連絡協議会	社会福祉法人 鴻池福祉会 理事長	胡中 美弥子
	有限会社オラシオン 訪問看護ステーションふろーる 所長	辻本 直子
	社会福祉法人天心会 地域生活活動支援センターふう センター長	湯村 佳菜
	医療法人聖和錦秀会 阪本病院 ケースワーカー	高岡 睦昌
東大阪市障害 者計画等策定 懇話会	公募委員（障害当事者又はその家族）	山田 正人
	公募委員（障害当事者又はその家族）	江城 孝益
	公募委員（事業者）	西川 香里
	公募委員（事業者）	檜尾 めぐみ

東大阪市自立支援協議会 運営規約

(趣旨)

第 1 条 この規約は、東大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成 18 年東大阪市条例第 2 号）、東大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年東大阪市規則第 46 号）その他別に定めがあるもののほか、東大阪市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 障害福祉計画の推進状況の点検及び進行管理
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は別表 1 に掲げる者をもって組織する。

2 本協議会に助言をする者としてオブザーバーを置くことができる。

(運営委員会)

第 4 条 個別の事例に関わる関係機関の担当者をもって行う個別ケア会議での課題を協議するため、協議会に運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会の委員は、別表 2 に掲げる機関等の実務担当者をもって組織する。

(専門部会)

第 5 条 継続した協議、調整を必要とする課題については専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、個別の課題について関わる関係機関の担当者をもって組織し、協議会の承認を得て設置し、協議会にその活動内容を報告し承認を得ることとする。

3 専門部会の長は、部会の内容を事務局に報告する。

(関係者の出席)

第 6 条 協議会、運営委員会及び個別ケア会議（以下「協議会等」という。）は、その所掌事業の遂行に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(障害福祉計画策定等会議への出席)

第 7 条 協議会の会長は、その指名する委員に障害福祉計画策定等の会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第 8 条 協議会の事務局は、基幹相談支援センターにおいて処理する。

なお、事務局長は基幹相談支援センターの代表が務める。

(守秘義務)

第 9 条 協議会等の委員は、会議等で知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

相談支援事業者の代表

指定障害福祉サービス事業者の代表

東大阪障害児者福祉施設連絡会の代表

東大阪市障がい児通所支援施設事業所連絡会の代表

高齢介護等の関係機関の代表

東大阪若者サポートステーションの代表

障害当事者又はその家族のうち市長が定める者

地域ケアに関する学識経験者

障害者を雇用している企業の代表

布施公共職業安定所業務部長

大阪府立東大阪支援学校長

大阪府立八尾支援学校長

大阪府立交野支援学校四條畷校准校長

大阪府立たまがわ高等支援学校長

社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団の代表

社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会事務局長

東大阪市副市長

東大阪市経済部長

東大阪市福祉部長

東大阪市子どもすこやか部長

東大阪市健康部長

東大阪市教育委員会学校教育部長

オブザーバー

大阪府こころの健康総合センターの代表

大阪府東大阪子ども家庭センターの代表

別表 2 (第 4 条第 2 項関係)

東大阪市立障害児者支援センター
相談支援事業者（委託事業を受けている者）
指定障害福祉サービス事業者
東大阪障害児者福祉施設連絡会
東大阪市障がい児通所支援施設事業所連絡会
高齢介護等の関係機関
東大阪若者サポートステーション
布施公共職業安定所(障害者雇用担当)
大阪府障がい者自立相談支援センター
大阪府東大阪子ども家庭センター
大阪府こころの健康総合センター
大阪府立東大阪支援学校(進路担当)
大阪府立八尾支援学校(進路担当)
大阪府立たまがわ高等支援学校(進路担当)
大阪府立交野支援学校四條畷校（進路担当）
社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会
東大阪市経済部労働雇用政策室
東大阪市福祉部障害者支援室障害施策推進課
東大阪市福祉部障害者支援室障害福祉認定給付課
東大阪市東福祉事務所
東大阪市中福祉事務所
東大阪市西福祉事務所
東大阪市子どもすこやか部子育て支援課
東大阪市子どもすこやか部子ども見守り課
東大阪市健康部保健所健康づくり課
東大阪市保健所東保健センター
東大阪市保健所中保健センター
東大阪市保健所西保健センター
東大阪市教育委員会学校教育部学校教育推進室
東大阪市教育委員会学校教育部教育センター

東大阪市こころの健康推進連絡協議会 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市における精神障害者の社会復帰の促進及びその自立と、社会経済活動への参加の促進のために必要な支援を行い、市民のこころの健康の保持及び増進に努めることを目的として、東大阪市こころの健康推進連絡協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 精神障害者の福祉の増進と、社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進支援に関すること。
- (2) 精神障害に関する正しい知識の普及と啓発に関すること。
- (3) 市民のこころの健康づくり及び自殺予防対策に関すること。
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は15名以内の委員で組織する。

2 委員は次の各号に掲げるもののうちから健康部長が依頼又は指名する。

- (1) 本市内において、精神医療保健福祉事業を実施している団体
- (2) 本市健康部及び福祉部職員

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長及び副会長若干名を置く。

2 会長は健康部保健所長をもって充て、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、委員の互選により定め、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会議を開くものとする。

2 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

(実務担当者会議)

第7条 協議会に、その目的達成に向けて地域の状況を把握し、所掌事務の具体的な活動等について協議するため実務担当者会議を置く。

2 実務担当者会議の委員は、別表に掲げる機関等の実務担当者をもって充てる。

3 実務担当者会議は会長が招集し、議長は会長が指名する。

(部会)

第8条 協議会に、所掌事務の個別の課題を協議するため次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) アルコール問題予防部会
- (2) 自殺予防対策部会

2 部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(関係者の出席)

第 9 条 協議会は、その所掌事業の遂行に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 10 条 協議会の庶務は、健康部保健所健康づくり課において処理する。

(守秘義務)

第 11 条 協議会委員等は、会議等で知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付則

この要綱は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

東大阪市こころの健康推進連絡協議会 実務担当者会議 構成機関一覧（法人名等で表記）

社会福祉法人 天心会

医療法人 聖和錦秀会

地方独立行政法人 東大阪市立総合病院

青山メンタルクリニック

ためながクリニック

村上診療所

岡田医院

川田メンタルクリニック

くどうまさしげ診療所

久米クリニック

医療法人 宗栄会 塚本クリニック

西村クリニック

博愛堂医院

医療法人 東布施辻本クリニック

八戸ノ里森ロクリニック

医療法人 桃桜会わたなべメンタルクリニック

松本こころのクリニック

有限会社 オラシオン
 株式会社 訪問看護ステーションフロンティア
 株式会社 訪問看護ステーションアンビシャス
 社会福祉法人 フィリシア
 社会福祉法人 鴻池福祉会
 NPO 法人 はっぴい 21 福祉会
 NPO 法人 ふよう福祉会
 NPO 法人 ルツ
 社会福祉法人 ゆう
 社会福祉法人 ハートケア東大阪
 NPO 法人 ピュアーハウス
 一般社団法人 みーる
 社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団
 社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会
 東大阪市 健康福祉局 福祉部 東・中・西福祉事務所
 東大阪市 健康福祉局 健康部 保健所
 精神障害者社会復帰促進協会
 大阪府 こころの健康総合センター 地域支援課

策定の経緯

日 程	会議等名称	報告・議事内容 等
平成29年 5月22日(月) 14:00～15:35	第1回 東大阪市社会福祉審議会	・第3次障害者プラン進捗状況報告 ・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定
6月15日(木) 14:00～	市町村説明会(大阪府)	・国の基本方針 ・大阪府「基本的な考え方(案)」
6月22日(木) 14:00～16:00	第1回 東大阪市障害者計画等策定合同会議	・障害者計画等策定合同会議の位置づけ ・委員紹介 ・策定スケジュール ・第4期障害福祉計画PDCA ・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画大阪府の基本的な考え方 ・当事者アンケート案 など
8月3日(木)～ 18日(金)	当事者アンケート調査	・「福祉に関するアンケート調査」 障害者 発送2,900件 回収1,213件 障害児 発送600件 回収241件
8月24日(木)～ 9月8日(金)	法人・事業所アンケート調査	・「障害福祉サービス等提供法人・事業所調査」 法人・事業所 発送19件 回収13件
10月16日(月) 10:00～12:00	第2回 東大阪市障害者計画等策定合同会議	・当事者アンケート結果 ・第4期障害福祉計画実績値 ・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画成果目標 ・今後のスケジュール など
12月21日(木) 10:00～11:40	第3回 東大阪市障害者計画等策定合同会議	・今後のスケジュール ・第5期障害福祉計画活動指標 ・第1期障害児福祉計画活動指標 など
平成30年 1月15日(月) ～2月14日(水)	パブリックコメント	・東・中・西福祉事務所、東・中・西保健センター、本庁の市政情報相談課、障害施策推進課、子ども見守り課、市のウェブサイトで「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画(素案)」公表 20者(個人・団体) 39意見
2月16日(金) 10:00～11:20	第4回 東大阪市障害者計画等策定合同会議	・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画(素案)にかかるパブリックコメント等結果 ・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画(素案)の修正
2月23日(金) 14:00～15:40	第2回 東大阪市社会福祉審議会	・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画(案) など

第 5 期東大阪市障害福祉計画・第 1 期東大阪市障害児福祉計画

発 行 平成 30 年 3 月

東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号

東大阪市 福祉部 障害者支援室 障害施策推進課

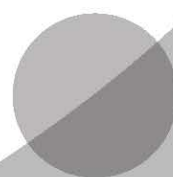
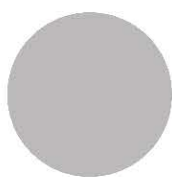
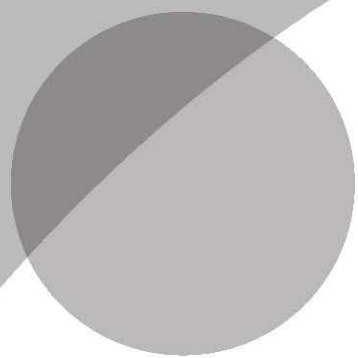
TEL 06-4309-3183 FAX 06-4309-3813

e-mail shogaishisaku@city.higashiosaka.lg.jp

東大阪市 子どもすこやか部 子ども見守り課

TEL 06-4309-3197 FAX 06-4309-3817

e-mail kodomomimamori@city.higashiosaka.lg.jp



この印刷物は、Aランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。